

木材の安定供給体制の整備について

現状と課題

外材の需給逼迫、価格上昇等により外材輸入の減少が見られる一方で、国内においては木材として利用可能な森林資源の増加、加工技術の向上等により、近年、国産材の利用量は増加傾向で推移。

また、施業の集約化や路網整備と高性能林業機械の活用により生産性の高い林業生産活動を行っている林業事業者も存在。

しかしながら、我が国の私有林の所有構造は小規模であり、さらに間伐等が分散的に行われていることなどから原木の供給は木材加工業者のニーズに対応しきれていない状況。

また、国産材の利用を拡大する意向を有している木材加工業者は増加しているものの、需要者は原木調達が不安定であることを大きな経営リスクと捉え、国産材の利用拡大に取り組みにくい状況。

さらに、木材産業も小規模な製材工場が主体のままであり、林業・木材産業の構造改革は十分には進展していない状況であり、供給者の採算性を改善するため、生産・流通コストの大幅な低減が不可欠。

対 策

国産材（一般製材、合板、集成材用等現物熟覧を要さない材）を利用する木材加工業者に対して、需要に対応した原木を低コストで安定的に供給する体制を私有林・国有林が連携して構築（別紙）。

（参考）森林・林業基本計画（抜粋）（平成18年9月8日閣議決定）

第3 森林及び林業に対し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展並びにこれを通じた森林の適正な整備及び保全を図るとともに、循環型社会の形成や持続可能な社会の実現に資するため、木材の需要構造が品質及び性能の明確な製品を大量かつ安定的に求めるものに変化していること等を踏まえた供給体制を構築することが必要である。

このため、最近の国産材の利用量の増加の兆しを踏まえつつ、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の再生を実現するため、次に掲げる施策を講ずる。

(1) 木材の安定供給体制の整備

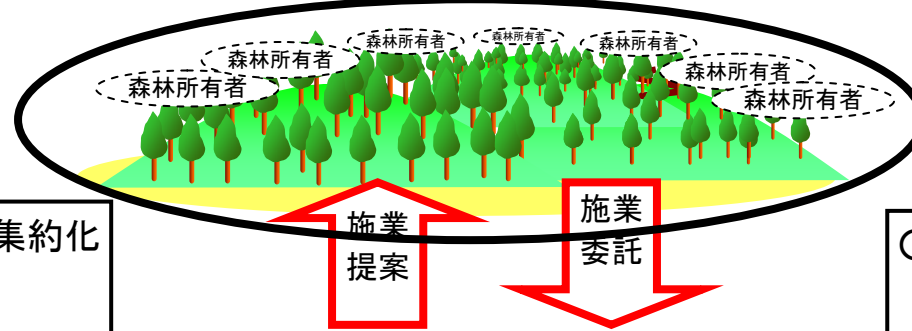
大規模需要のニーズに対応するためには、施業等の集約化の推進による林業経営規模の拡大を図りつつ、木材を大量、安定的かつ低コストで供給していくことが重要である。

このため、私有林と国有林の原木供給側が連携した安定供給を担う体制の整備を推進する。

また、施業等の集約化を通じて伐採可能な森林を取りまとめることにより、大規模需要に応じた安定供給のための立木としてのストックを確保し、需要と供給を的確に結びつけるために必要な人材の育成や流通の効率化等の条件整備を実施する。

さらに、適切かつ効率的な素材生産業者の育成を推進する。

木材の安定供給体制の内容



○提案型による間伐等の施業の集約化の推進

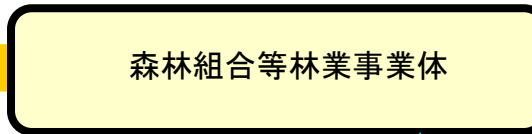
- **森林組合等林業事業体**が森林所有者に対して、施業内容、コスト、林産物販売収益等を明らかにして行う提案型施業の普及・定着化を推進。
- 集約化した森林からの原木供給可能量情報を協議会に集積。

- * 施業集約化・供給情報集積事業 559,040 千円
- * 林業・木材産業改善資金
- * 木材産業等高度化推進資金
- * 森林整備地域活動支援交付金 7,452,575 千円

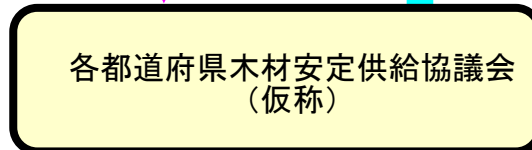
○低コスト作業システムの開発・普及

- 素材生産の低コスト化を図るため、簡易で耐久性のある作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムモデルを開発・普及。
- これにより、生産コストの低減を図り、森林所有者に対して説得力のある施業提案を可能とするとともに、森林所有者に利益を還元。

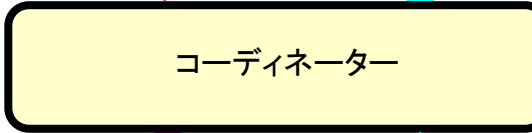
- * 低コスト作業システム構築事業 201,600 千円
- * 森林整備効率化支援機械開発事業 153,131 千円



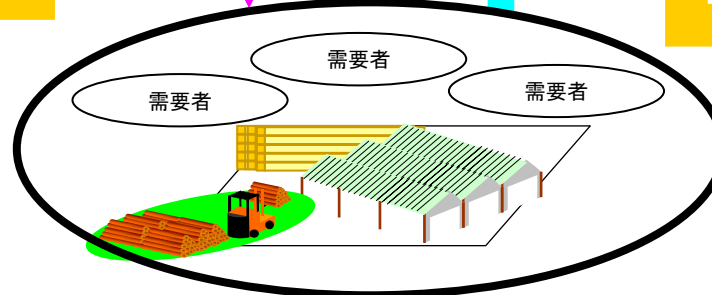
原木供給可能量情報 ↓ 需給情報 ↑



原木供給可能量情報 ↓ 需給情報 ↑



原木供給可能量情報 ↓ 需給情報 ↑



○木材安定供給協議会の設置

- 都道府県ごとに**都道府県、森林管理局、都道府県森連、林業事業体の組織する団体**等による協議会を設置し、
 - ① 地域における原木供給可能量情報の集積・提供
 - ② 提案型施業の普及・定着化の推進
 - ③ 施業の低コスト化のための情報収集・提供
 などを行う。
- また、地域ブロック段階及び全国段階でも協議会を設置。

- * 施業集約化・供給情報集積事業 559,040 千円

○原木供給可能量情報の収集・提供

- 協議会に集積した原木供給可能量情報を活用して、**コーディネーター**が需給のマッチングを行う。
- また、協議会は需要者のニーズに関する情報を原木供給者側に的確に伝達。
- これにより、国産材の利用拡大を図ろうとする需要者の原木調達の安定性に対する不安を解消。

- * 素材流通コーディネート事業 41,434 千円

(参考)

森林・林業基本計画に掲げられた目標

森林の多面的機能の発揮

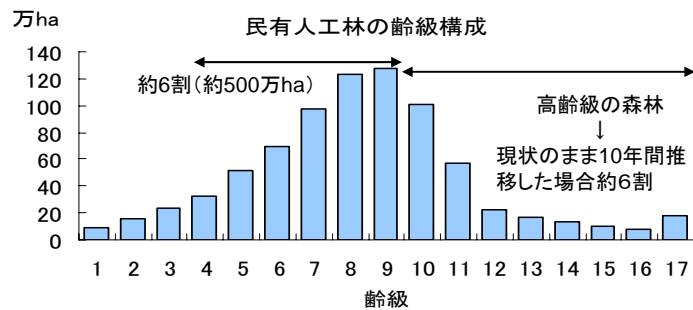
急増する高齢級の森林について、施業コストを低減しながら、地域の特色やニーズに応じた多様な森林づくりを進めることとして、望ましい森林の状態を提示

(ポイント)

- 育成単層林の一部は、間伐や択伐を進め、徐々に広葉樹林を含む育成複層林への誘導
- 天然生林の一部は、天然更新を促す作業等により育成複層林へ誘導

(単位: 万ha、百万m3)

	(現況) 平成17年	目標		(参考) 指向状態 <100年後>
		平成27年	平成37年	
育成単層林	1,030	1,030	1,020	660
育成複層林	90	120	170	680
天然生林	1,380	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積	4,340	4,920	5,300	5,450



民有林の人工林の林齢構成は、間伐が必要な4～9齢級(16～45年生)のものが約6割を占めており、引き続き間伐の着実な推進が重要な課題。

木材の供給及び利用

森林の多面的機能の発揮のための整備を通じて供給される木材について、安定供給体制づくり、製材・加工の大規模化等に取り組む結果、実現が見込まれる供給量とその内訳を提示

(ポイント)

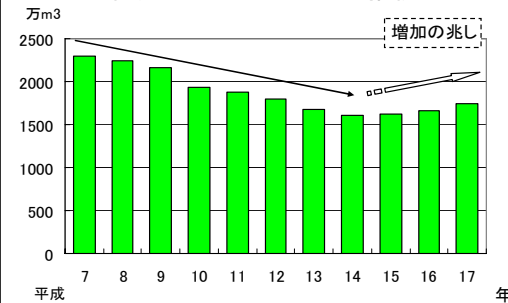
- 資源の増加や需要動向を考慮しつつ、10年後に35%増の木材供給量を見込む

(単位: 百万m3)

	(実績) 平成16年	(目標) 平成27年	(参考) 平成37年
木材供給量	17	23	29

用途別	国産材利用量		総需要量	
	(実績) 平成16年	(目標) 平成27年	(実績) 平成16年	(見通し) 平成27年
製材用材	11	14	37	33
パルプ・チップ用	4	5	38	41
合板用材	1	3	14	15
その他	1	1	2	2
合計	17	23	91	91

国産材(用材)利用量の推移



木材として利用可能な森林資源の増加、加工技術の向上や丸太の流通体制の改善等により、集成材や針葉樹合板への利用が進みつつあり、国産材の利用量は平成14年以降増加傾向で推移

木材の安定供給体制の整備に向けて

～木材安定供給協議会(仮称)の設立及び都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの改訂について～

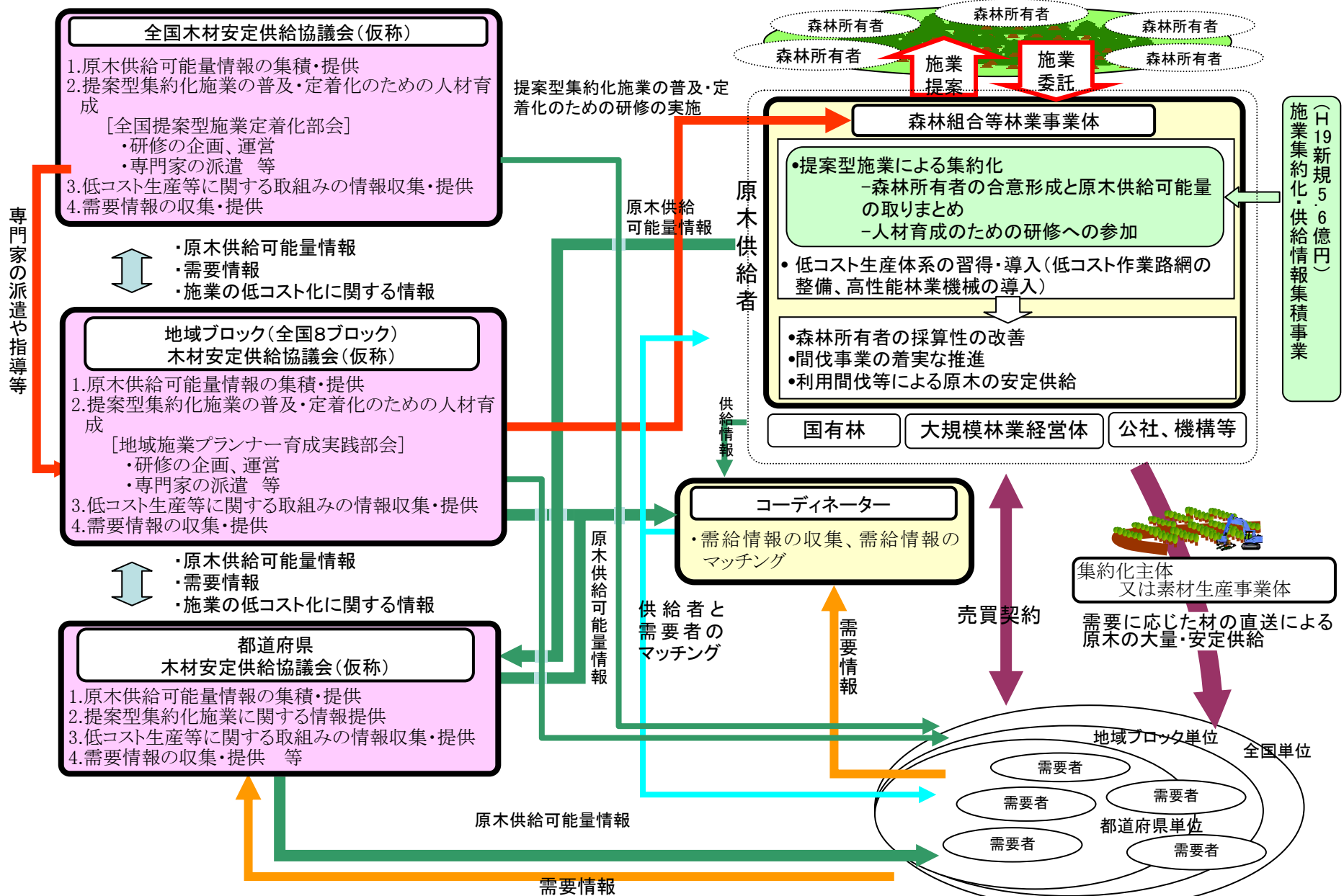
平成19年1月
林野庁

目 次

1. 木材の安定供給体制の整備について	1
2. 木材安定供給協議会(仮称)について	3
(1)木材安定供給協議会の役割	4
(2)新生産システムとの関係	7
(3)木材安定供給協議会の規約案	9
(4)木材安定供給協議会の今後の手順	10
(参考)木材安定供給体制整備の意義 等	11
3. 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの改訂について	
(1)改訂のポイント	16
(2)「木材安定供給体制の整備」と「構造改革プログラム」、「強い林業・木材産業づくり交付金」の関係	17

1. 木材の安定供給体制の整備について

低コスト木材供給体制整備事業(H19新規 9.6億円)



地域ブロック(案)

北海道ブロック
北海道

東北ブロック
青森、秋田、岩手、山形、宮城

関東ブロック
福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、
千葉、東京、神奈川、新潟、山梨

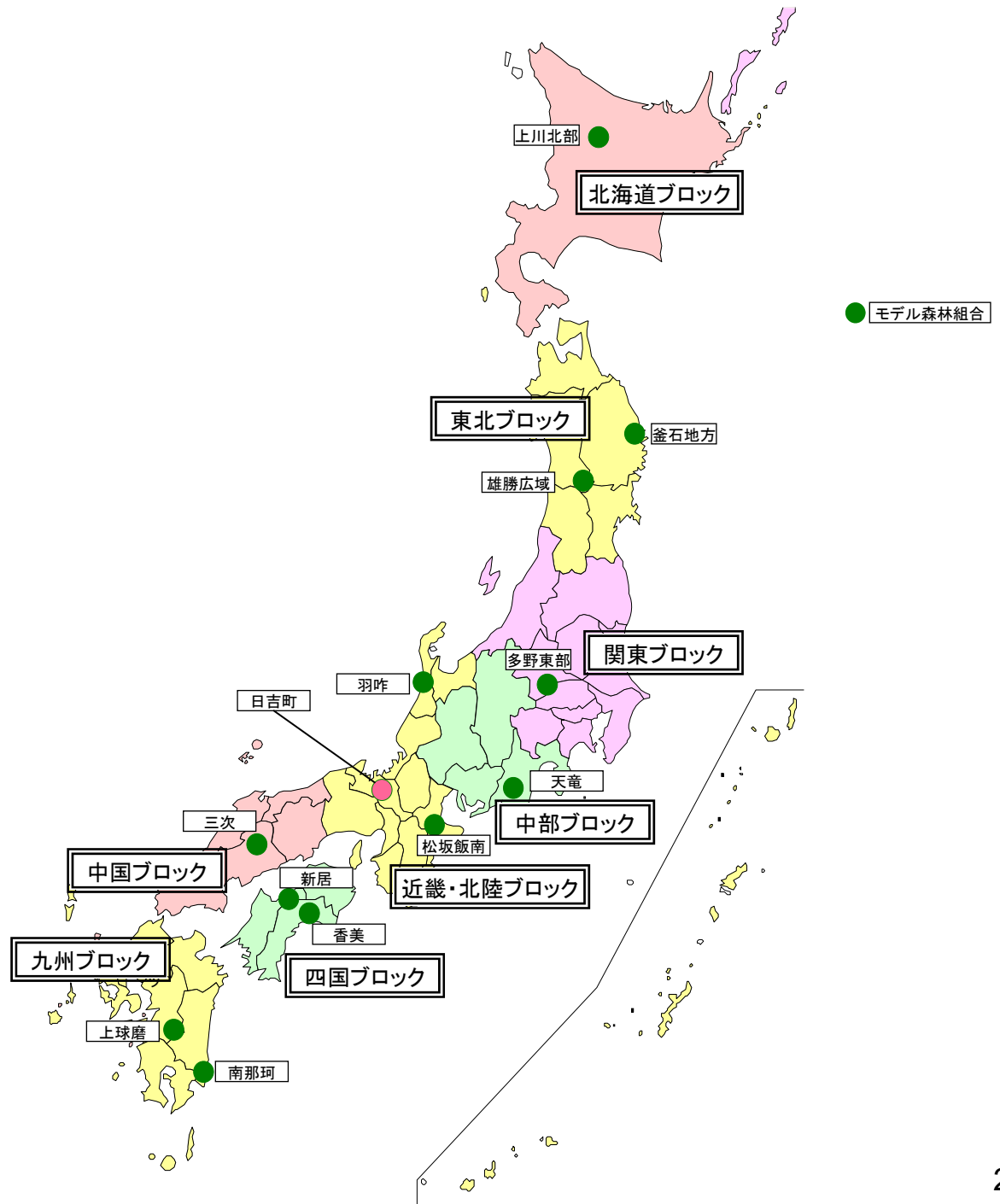
中部ブロック
静岡、長野、岐阜、愛知

近畿・北陸ブロック
富山、石川、福井、三重、滋賀、
京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国ブロック
鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国ブロック
徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、
宮崎、鹿児島、沖縄



2. 木材安定供給協議会(仮称)について

提案型施業を通じた集約化の推進、原木供給可能量情報の集積・提供、低コスト作業システムの普及等のため、全国、地域ブロック、都道府県の各レベルで協議会を設置。

なお、協議会が行う原木供給可能量情報の集積・提供等については、事業者間の公正かつ自由な競争を妨げないよう十分留意することが必要。

1. 全国協議会（事務局：全国森林組合連合会）

- ①各地域ブロック協議会における進捗状況を把握、②全国的に原木を求める需要者に対する原木供給可能量情報を提供、③提案型集約化施業の普及・定着化のための研修の企画・運営、専門家の派遣、④低コスト生産等に関する全国の先進事例の情報収集・提供等を実施。
- 協議会のメンバーは、全国森林組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会その他各都道府県協議会のメンバーを構成員とする全国団体、林野庁（オブザーバー）、学識経験者など。

2. 地域ブロック協議会（事務局：ブロック幹事都道府県森林組合連合会）

- ①各都道府県協議会における進捗状況を把握、②都道府県域を超える広域で原木を求める需要者に対する原木供給可能量情報を提供、③提案型集約化施業の普及・定着化のための研修を企画・運営、④低コスト生産等に関する先進事例の情報収集・提供等を実施。
- 協議会のメンバーは、都道府県、都道府県森林組合連合会、森林管理局（オブザーバー）、学識経験者、都道府県素材生産業協同組合等林業事業体の団体、林業経営体（大規模林業経営体、森林整備法人、緑資源機構等）など

3. 都道府県協議会（事務局：各都道府県森林組合連合会）

- ①都道府県内の施業集約化・供給情報集積事業の事業実施主体の事業の進捗状況等を把握、②集約化主体や大規模供給者等からの原木供給可能量情報の集積・提供、③提案型集約化施業に関する情報の提供、④低コスト生産等に関する先進事例の情報収集・提供等を実施。
- 協議会のメンバーは、都道府県、都道府県森林組合連合会、都道府県素材生産業協同組合等林業事業体の団体、森林管理局、林業経営体（大規模林業経営体、森林整備法人、緑資源機構等）など

(1) 木材安定供給協議会(仮称)の役割

① 原木供給可能量情報の集積・提供

全国協議会(地域ブロック協議会の開催状況を踏まえて開催)

- 原木供給可能量情報の集積
 - 各地域ブロック協議会からの報告を束ねる
- 原木供給可能量情報の情報提供
 - 地域ブロックの範囲を超えて全国的に原木を求める需要者に対して情報を提供(問い合わせへの対応)
- 需要情報の収集・提供

地域ブロック協議会(毎年5月及び11月を目途に開催)

- 原木供給可能量情報の集積
 - 地域ブロック内各都道府県協議会からの報告を束ねる
- 原木供給可能量情報の情報提供
 - 都道府県の範囲を超えて原木を求める需要者やコーディネーター等に対して情報を提供(問い合わせへの対応)
- 需要情報の収集・提供

都道府県協議会(毎年4月及び10月を目途に開催)

- 原木供給可能量情報の集積
 - 「施業集約化・供給情報集積事業」で集約化した森林及びそれ以外の森林から供給可能な原木供給可能量情報、国有林から提供された情報、大規模林業経営体、緑資源機構、林業公社等から任意に提供された原木供給可能量を集積
 - 事業の効果を高めるためには、出来るだけ多くの情報を集積することが重要
- 原木供給可能量情報の情報提供
 - 集積した原木供給可能量情報を需要者、コーディネーター等に提供(集約化主体等の単位で樹種、数量の情報をホームページ等で提供。全森連のホームページに専用サイトを設け、集積する情報が取りまとまった都道府県協議会の分から、順次、情報の内容と該当都道府県協議会名、問い合わせ先等を掲載・更新すること等により対応。)

原木供給可能量情報

森林所有者の合意形成による施業
の集約化主体
(森林組合等林業事業体)

「施業集約化・供給情報集積事業」により
集約化した森林からの供給可能量情報

左記以外の森林からの供給可能量
情報

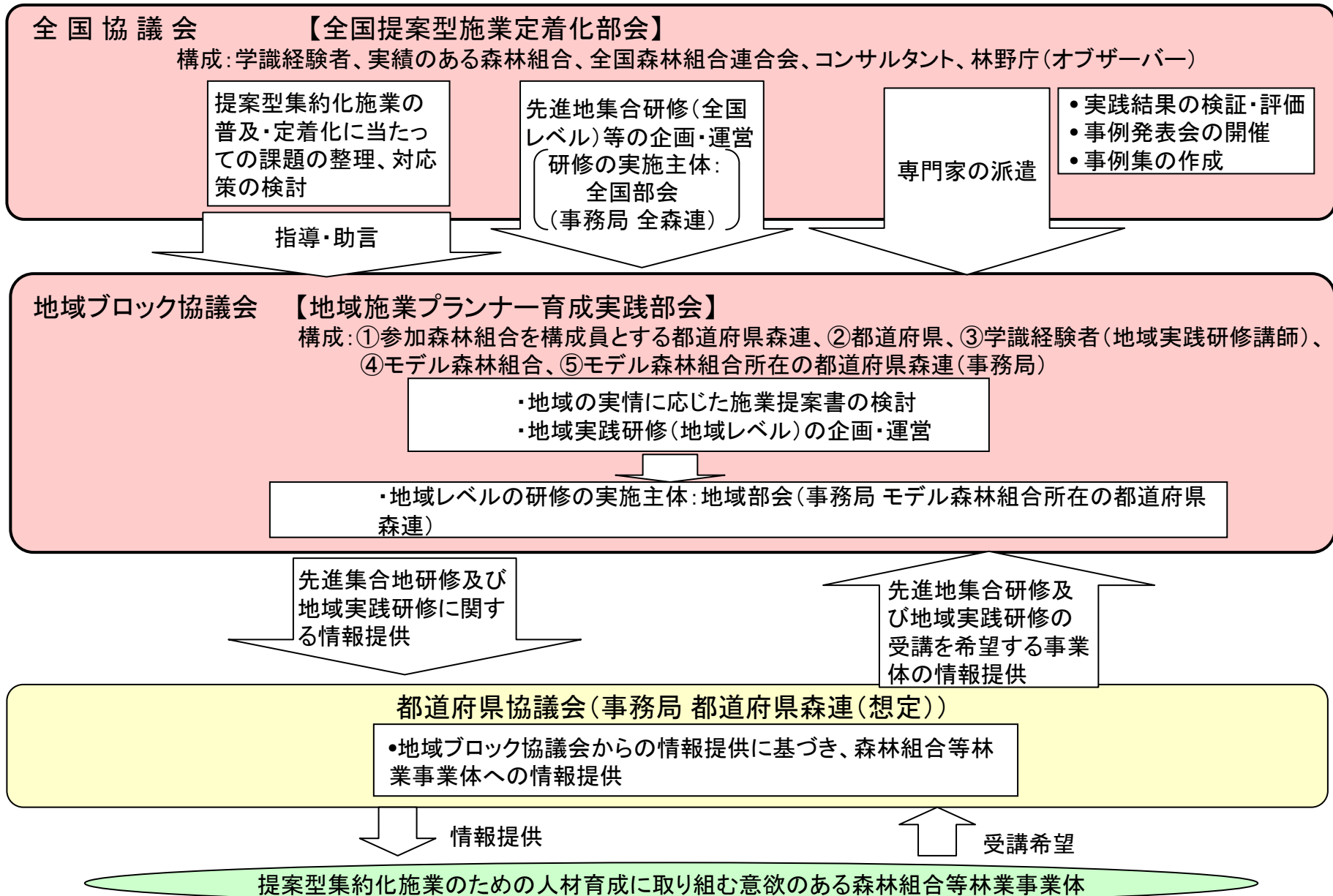
原木供給可能量情報

国有林
(森林管理局・署)

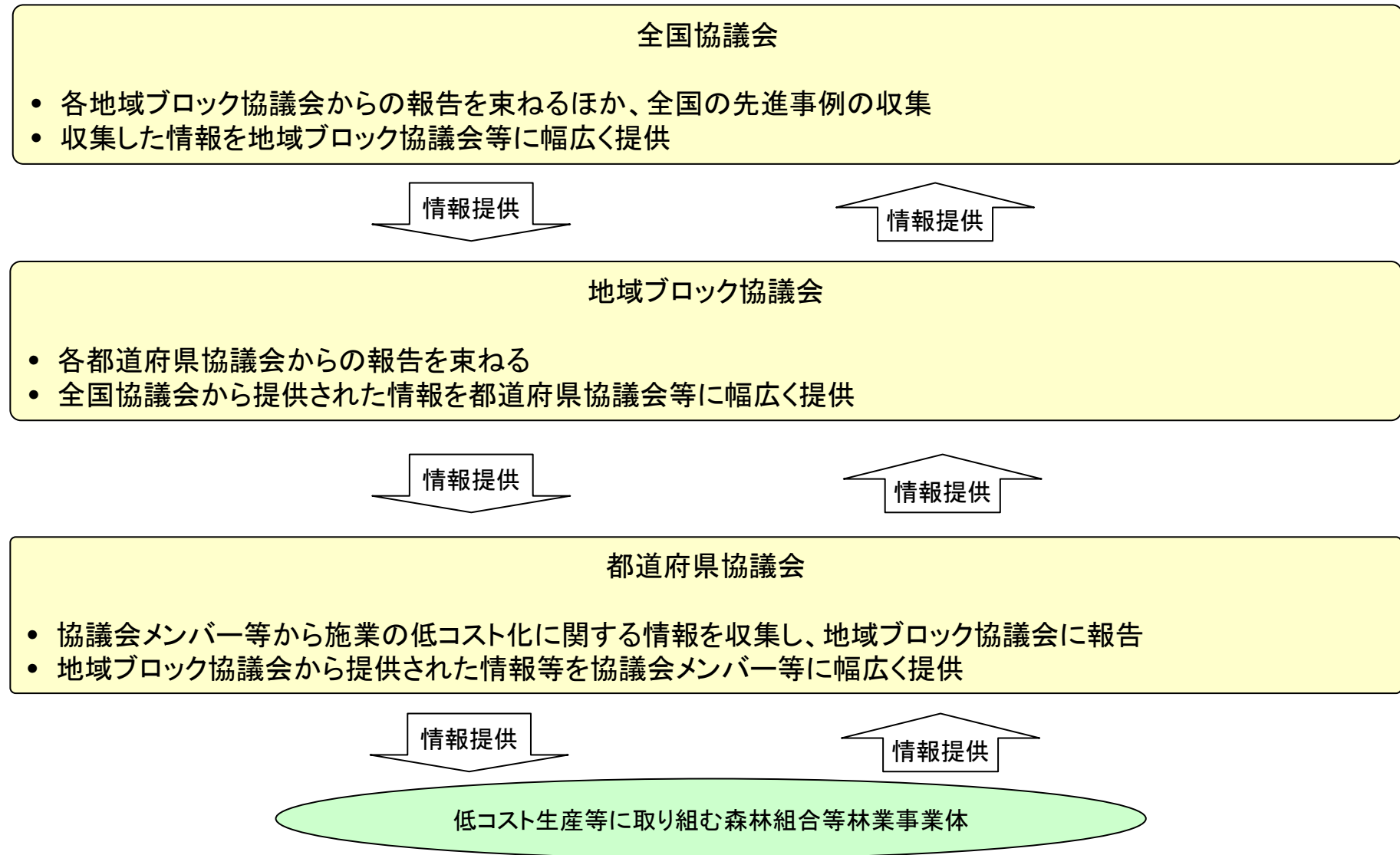
原木供給可能量情報

緑資源機構、林業公社、
大規模林業経営体 等

② 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材育成



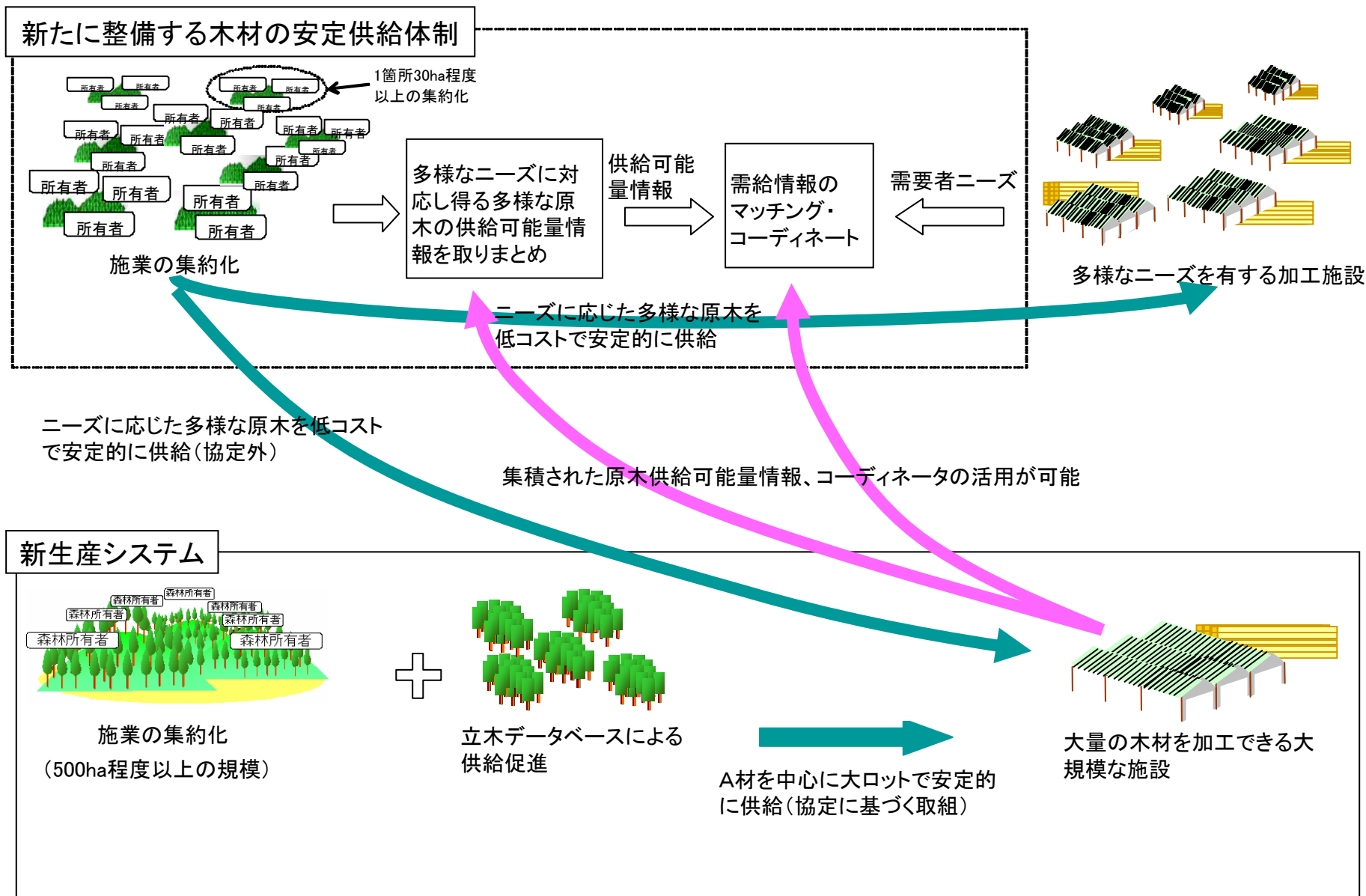
③ 低コスト生産その他木材の安定供給に関する先進事例等に関する情報の収集・提供



(2) 新生産システムとの関係

- ・ 「新生産システム」は、事業実施県の全県域等が地域指定されているものの、供給者、需要者は特定の者であり、供給量も全体の一部。また、「新生産システム」の事業実施主体は、「新生産システム」の協定の相手方以外への供給、協定の相手方以外からの調達も行っていることが一般的。
- ・ このため、木材安定供給体制の整備については、「新生産システム」の事業実施主体であるか否かを問わず、参加できるものであり、「新生産システム」の事業実施地域を含む県においても、県段階の木材安定供給協議会（仮称）の設置等木材安定供給体制の整備に取り組むことが重要。
- ・ 「新生産システム」実施地域においては、「新生産システム」の「森林・所有者情報データベース設置事業」による伐採可能森林データベースと「施業集約化・供給情報集積事業」により都道府県協議会に集積される原木供給可能量情報の2つのデータベースが置かれることとなる。
- ・ 「新生産システム」のデータベースは、事業実施主体として予め決められた素材生産業者が協定の相手方である需要者に原木を安定的に供給するものであるが、「施業集約化・供給情報集積事業」により協議会に集積される情報については、利用者の制限はなく、広く利用が可能。
- ・ 「新生産システム」の事業実施主体である大規模製材工場も新生産システムの協定外のものとして、県協議会に集積された情報やコーディネーターを活用して原木を調達することが可能。

新たに整備する木材の安定供給体制と新生産システムの関係



(3)木材安定供給協議会の規約案(例)

〇〇県地域材安定供給協議会規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、「〇〇県地域材安定供給協議会」(以下「協議会」という。)と称する。
(注:協議会の名称は地域の実情に応じて、各都道府県等で決定)

(目的)

第2条 本協議会は、地域材を需要者ニーズに対応し、低コストで安定的に供給することにより、県内の林業及び木材産業の活性化、並びにこれらを通じた森林の整備の推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 提案型による集約化施業の普及・定着に関すること
- (2) 原木供給可能量の取りまとめに関すること
- (3) 原木供給可能量情報の提供に関すること
- (4) 地域材需要動向の把握に関すること
- (5) 地域の実情に応じた素材生産の低コスト化その他地域材の安定供給のための情報の収集・提供に関すること
- (6) (1)～(5)を推進するための事業の進捗状況の把握、連絡調整
- (7) 「〇〇地域木材安定供給協議会」への参画
- (8) その他協議会の目的の達成に必要な事項

第2章 組織

(構成員)

第4条 本協議会は次の者をもって構成するものとする。

- (1) 〇〇県森林組合連合会
- (2) 〇〇県
- (3) 〇〇県に所在する林業事業体の組織する団体
- (4) △△森林管理局
- (5) その他協議会の目的に賛同する原木供給者等

(注:(5)については、都道府県の状況により、任意の構成員とする)

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の事態が生じた場合は、その職務を行うものとする。
- 4 監事は、事業の執行及び会計について監査する。
- 5 代表幹事及び幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。
- 6 その他必要な役員については、その都度協議の上決定する。

(役員を選出)

第7条 役員は(都道府)県協議会の構成員の中から選出する。
2 代表幹事及び幹事は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員は、1年とする。なお、再選は妨げないものとする。

第3章 会議

(会議の開催)

第9条 会議は、原則年2回開催するほか、開催の必要が生じた場合、会長がこれを招集する。
2 会議の議長
会議の議長は会長とする。

(幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
3 幹事会は、会議に提出する議案の調整及び協議会運営に関する事項等の企画・立案を行う。

第4章 事務局及び補則

第11条 事務局

協議会の事務局は、〇〇県森連に置く。事務局は、協議会の運営に必要な庶務、連絡調整及び原木供給可能量情報の管理等の運営を行うものとする。

第12条 補則

この規約に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、協議会で定めるものとする。

付則

1 この規約は、平成19年 月 日から施行する。

(4) 木材安定供給協議会の今後の手順

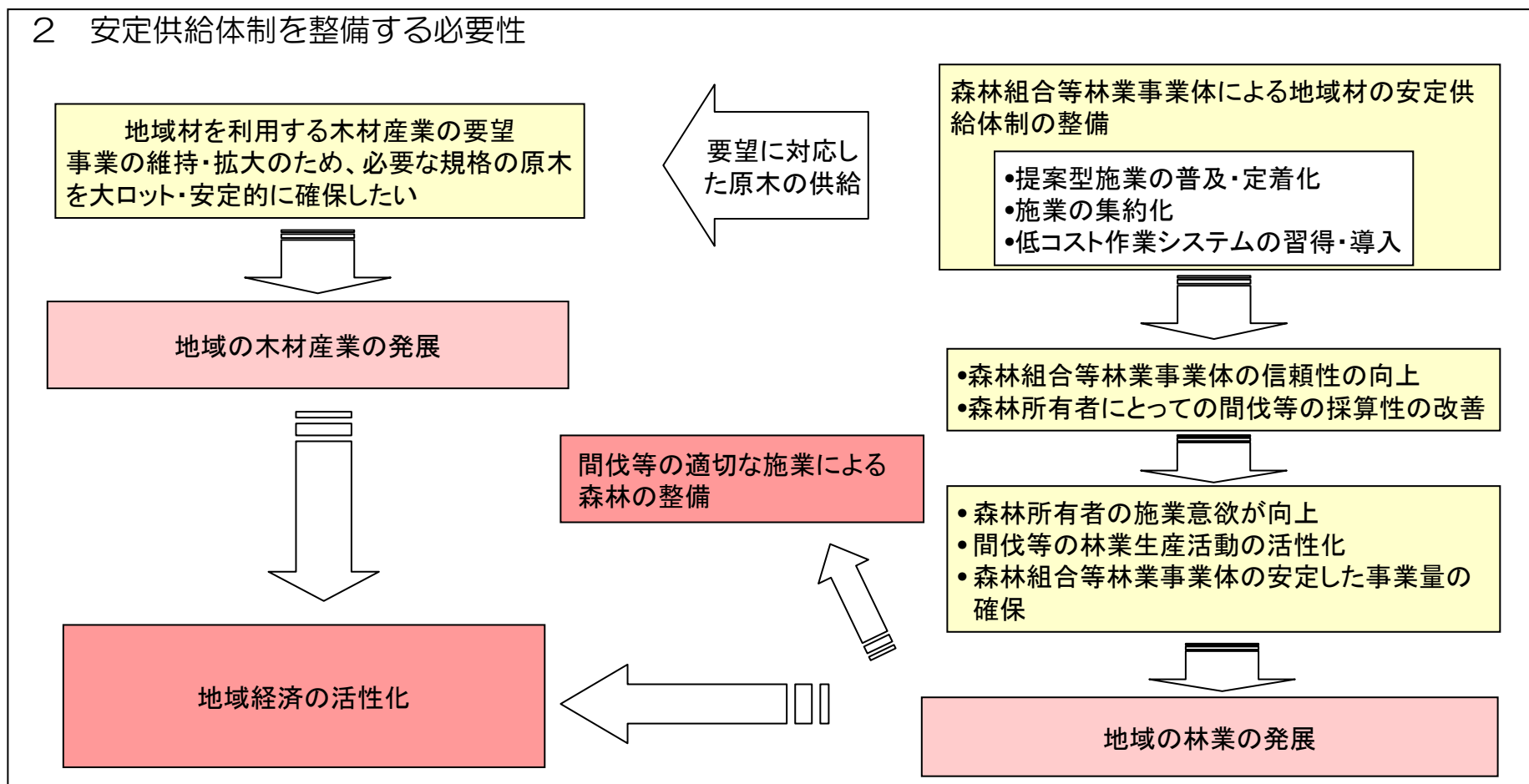
	全国協議会	地域ブロック協議会	都道府県協議会
1 3 月		<ul style="list-style-type: none"> ●地域ブロック協議会の事務局(モデル森林組合の所在都道府県を基本として実施)を具体化するとともに、協議会設立に向けた規約や事務局体制等を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事、森林管理局長が連携して、都道府県内の素材生産業協同組合等林業事業者で組織する団体、大規模林業経営体、緑資源機構(整備局)、林業公社等に対して協議会への参画を呼びかけ。 ●事務局を具体化するとともに、規約、事務局体制等を整備。
4 6 月	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国協議会の立ち上げ会合 ●全国提案型施業定着化促進部会(第1回) (年間の研修日程・内容の設定) ●施業プランナー育成研修に係る全国事務局会議(各都道府県森連に全国段階及び地域段階の研修の日程・内容等を説明) 	<p>全国事務局会議に参加した都道府県森連は、その内容について併せて都道府県協議会の立ち上げ会合において報告</p> <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロック協議会の立ち上げ会合 ●地域施業プランナー育成実践部会(第1回) (全国段階及び地域段階の研修の日程・内容等を参加森林組合等に説明) 	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各都道府県協議会の立ち上げ会合
7 9 月	<p>【6~7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国段階:施業プランナー育成先進地集合研修(基礎コース)の実施(京都府:日吉町森林組合) 	<p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域段階:施業プランナー育成地域実践研修(I)の実施(各ブロックのモデル森林組合) <p>【9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域段階:施業プランナー育成地域実践研修(II)の実施(各ブロックのモデル森林組合) 	
10 月 	<p>【9~10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国段階:施業プランナー育成先進地集合研修(専科コース)の実施 <p>【H20年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国協議会の開催(原木供給可能量の情報の活用状況の総括) ●全国提案型施業定着化促進部会(第2回) ●提案型集約化施業事例発表会(各ブロックでの研修成果その他先進事例の発表) 	<p>【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロック協議会での原木供給可能量情報の取りまとめ、コーディネータ・需要者等への情報提供等 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロック協議会の開催 <p>【11月又は地域実践研修(II)の最終日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域プランナー育成実践部会(第2回)(研修成果の総括) 	<p>【10月~】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県協議会での原木供給可能量情報の取りまとめ、コーディネーター・需要者への情報提供、川下情報の収集・提供(全森連のホームページに専用サイトを設け、集約化主体等の単位で樹種、数量等の情報を掲載) <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県協議会の開催

木材安定供給体制整備の意義

1 現状と課題

- ・ 外材の需給逼迫、価格上昇等により外材輸入の減少が見られる一方で、国内においては利用可能な森林資源の増加、加工技術の向上等により、**近年、国産材の利用量は増加傾向で推移**。
- ・ **施業の集約化や路網整備と高性能林業機械の活用により生産性の高い林業生産活動を行っている林業事業体も存在**。
- ・ しかしながら、我が国の私有林の所有構造は小規模であり、さらに間伐等が分散的に行われていることなどから、**原木の供給は木材加工業者のニーズへの対応しきれておらず、また、間伐等の森林整備も不十分な状況**。

2 安定供給体制を整備する必要性



森林・林業基本計画に掲げられた目標

森林の多面的機能の発揮

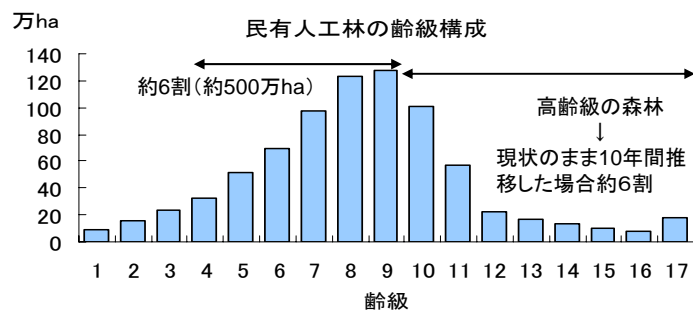
急増する高齢級の森林について、施業コストを低減しながら、地域の特色やニーズに応じた多様な森林づくりを進めることとして、望ましい森林の状態を提示

(ポイント)

- 育成単層林の一部は、間伐や択伐を進め、徐々に広葉樹林を含む育成複層林への誘導
- 天然生林の一部は、天然更新を促す作業等により育成複層林へ誘導

(単位: 万ha、百万m³)

	(現況) 平成17年	目標		(参考) 指向状態 <100年後>
		平成27年	平成37年	
育成単層林	1,030	1,030	1,020	660
育成複層林	90	120	170	680
天然生林	1,380	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積	4,340	4,920	5,300	5,450



民有林の人工林の林齢構成は、間伐が必要な4～9齢級(16～45年生)のものが約6割を占めており、引き続き間伐の着実な推進が重要な課題。

木材の供給及び利用

森林の多面的機能の発揮のための整備を通じて供給される木材について、安定供給体制づくり、製材・加工の大規模化等に取り組む結果、実現が見込まれる供給量とその内訳を提示

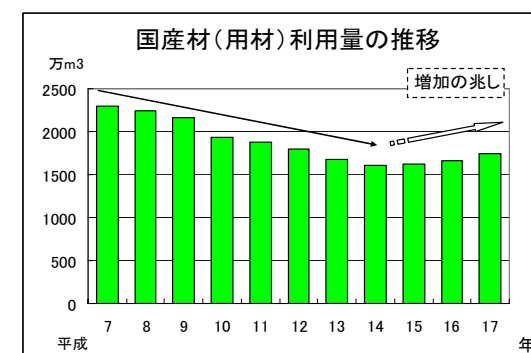
(ポイント)

- 資源の増加や需要動向を考慮しつつ、10年後に35%増の木材供給量を見込む

(単位: 百万m³)

	(実績) 平成16年	(目標) 平成27年	(参考) 平成37年
木材供給量	17	23	29

用途別	国産材利用量		総需要量	
	(実績) 平成16年	(目標) 平成27年	(実績) 平成16年	(見通し) 平成27年
製材用材	11	14	37	33
パルプ・チップ用	4	5	38	41
合板用材	1	3	14	15
その他	1	1	2	2
合計	17	23	91	91



木材として利用可能な森林資源の増加、加工技術の向上や丸太の流通体制の改善等により、集成材や針葉樹合板への利用が進みつつあり、国産材の利用量は平成14年以降増加傾向で推移

木材安定供給体制の解説

低コスト木材安定供給体制整備事業(H19新規 9.6億円)

- 1 森林所有者の合意形成による提案型集約化施業の促進（施業集約化・供給情報集積事業 H19新規5.6億円）
 - 森林組合等林業事業体が森林所有者に対して積極的に施業（間伐等の素材生産）を提案することにより、施業の集約化を促進。
 - 森林所有者に対して施業を提案する際、施業内容のほか、コスト、林産物販売収益等を明らかにした透明性のある提案を行うことによる森林所有者の合意形成に基づく施業を普及・定着化。
 - さらに、低コスト作業システム（簡易だが壊れにくい作業路網と高性能林業機械を組み合わせた作業体系）を導入することにより間伐等施業にかかる経費の縮減を図り、間伐等による林産物販売収益を森林所有者に還元。
 - 森林所有者にとっても魅力ある施業プランを提示、実行することにより、森林所有者の施業意欲や林業事業体に対する信頼感が向上。
 - 森林所有者にとっての採算性の改善、施業意欲の向上により、間伐等の森林整備を着実に推進。
- 2 原木供給可能量情報の集積・提供（施業集約化・供給情報集積事業）
 - 森林組合等林業事業体が「施業集約化・供給情報集積事業」により集約化した森林からの供給可能な原木の数量等の情報を都道府県協議会に集積し、木材加工業者などの需要者や需給のマッチングを行うコーディネーターに広く情報提供。
 - 原木供給可能量情報は、補助事業により集約化した森林から供給可能なもののほか、地域材の利用拡大を図ろうとする需要者の原木調達の安定性に対する不安を解消する観点からは、国有林、大規模林業経営体等へも働きかけを行い、出来るだけ多くの情報を集積することが効果的。
 - 集積した情報は、供給可能な原木の樹種、数量等を集約化主体などの単位で、需要者やコーディネーターに対して広く提供。

3 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成（施業集約化・供給情報集積事業）

- 森林組合等林業事業者が森林所有者に対して、所有林での間伐等の実施についての理解を得るため、間伐等の施業に必要なコスト、林産物販売収益等を明らかにした透明性のある施業プランを提案。
- 森林所有者から理解の得られる施業プランを作成するためには、森林の現況を的確に把握し、効果的な路網の整備、最適な作業システムを選定・設計する能力が必要。
- このため、全国協議会、地域ブロック協議会に「提案型施業定着化部会」、「施業プランナー育成実践部会」を設け、必要な人材を育成。
- 全国協議会において必要な研修を企画し、地域ブロック協議会で地域の先進的な森林組合等（モデル組合）を指導役として、提案型集約化施業に取り組む意欲のある森林組合等林業事業者の人材を育成。

4 需給のマッチング（素材流通コーディネート事業 H19新規 0.4億円）

- 公正かつ自由な取引を促進するため、原木供給可能量情報の管理主体である協議会は、集積した情報を広く提供。
- 需要者・供給者間の円滑な取り引きを促進するため、あっせん、調整等を行うモデルコーディネーターを育成。
- コーディネーターは、地域内に複数存在するのが望ましいが、補助事業ではモデル的に1地域1コーディネーターを基本にその活動を支援。
- コーディネーターは、一般製材用、集成材用、合板用、チップ用等様々なニーズに対応して、効率的に原木を供給できるよう、協議会に集積された供給可能量情報等を活用して、個別需要者のニーズに対応した原木を供給するのに適した森林の選定、取りまとめを行い、あっせん、調整等を実施。
- このような業務を行うためには、需要側と供給側の双方の情報を収集する能力、間伐等の対象となる森林から生産可能な原木の規格・品質・数量等を見極める能力、素材生産を実行する者を取りまとめる能力等が必要であることから、素材生産業者の組織する団体、原木市場等をモデルコーディネーターとして想定。
- コーディネーターの報酬（手数料）は、支払われ方、額とも地域の需給バランスやコーディネーターがマッチングにどの程度関与するかなど、地域の実情により様々。

5 低コスト作業システムの習得・導入（低コスト作業システム構築事業 H19新規 2.0億円、森林整備効率化支援機械開発事業 H19新規 1.5億円）

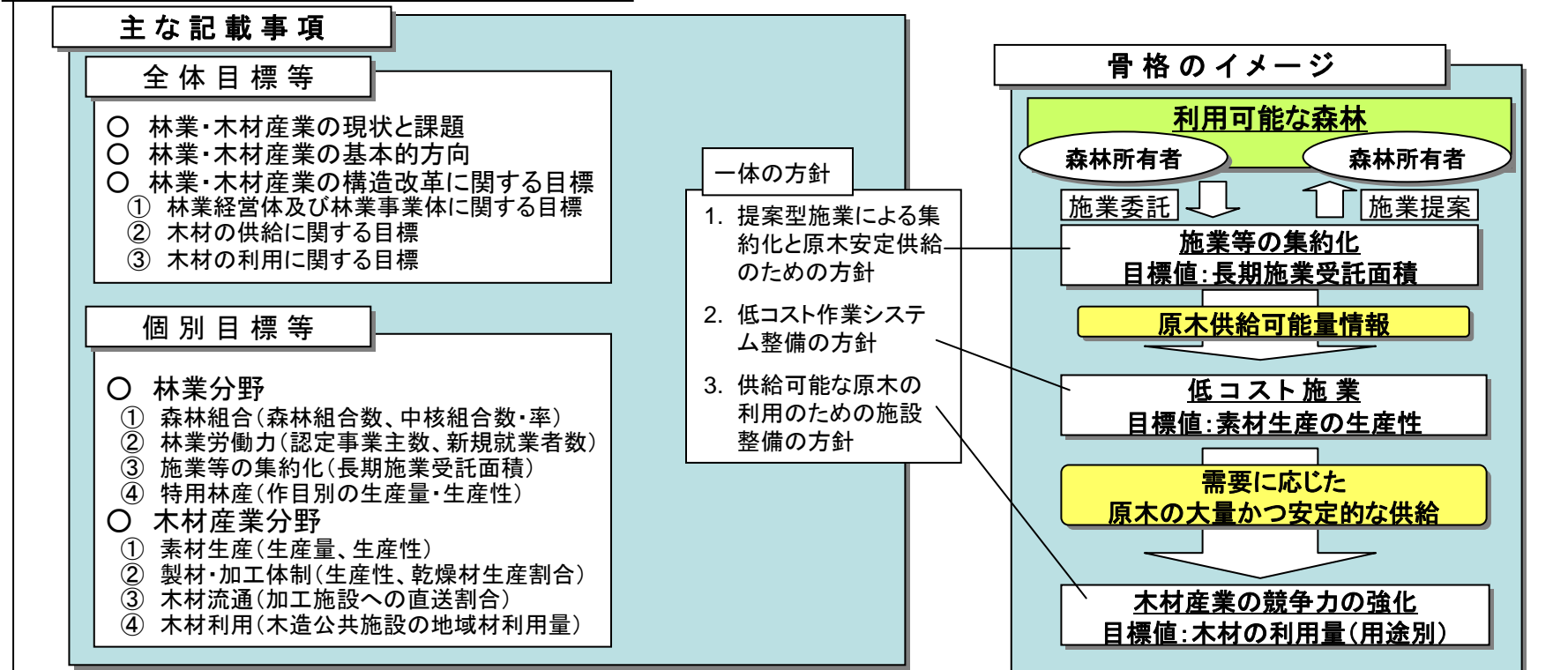
- 需要者から注文を受け、森林組合等の集約化主体、または集約化主体から委託等を受けた素材生産業者が素材生産を実施。
- 素材生産コストは、地形・傾斜、事業規模、集材距離、伐る木の太さ、機械の組合せや稼働率、オペレーターの技能など多くの因子が関係しているが、特に事業規模と集材距離の長短が使用する機械の種類や稼働率、集材効率に大きく影響。
- したがって、素材生産のコスト削減を図るためには、施業の団地化・集約化による事業規模の確保を図るとともに、導入する機械の適正な集材距離を考慮した路網密度や幅員とするなど、路網と高性能林業機械を組み合わせる作業システムを考えることが重要。
- このため、作業路と高性能林業機械を組合せた低コスト作業システムのモデルを開発するとともに、それを現地に普及・定着させるための現地実証、現地検討会、OJT研修等の人材養成に取り組む。
- また、地域での作業システムの構築や改善に対応できる高性能林業機械等の改良など、多様な森林整備や低コスト作業システムに対応した高性能林業機械等の開発・改良を実施。
- このことにより、素材生産の生産性の大幅な向上、生産コストの低減を図り、森林所有者に対して説得力のある施業提案を可能とするとともに、森林所有者に利益を還元。また、路網整備により、素材生産のみならず、造林・保育についてもコストを低減。

3. 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの改訂について

(1)改訂のポイント

- 都道府県における林業・木材産業の構造改革については、平成13年に策定された「森林・林業基本計画」を踏まえ、都道府県において林業・木材産業構造改革プログラムを作成し、その目標を達成するための具体的な取組を進めてきたところ。
- 平成18年9月に新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定され、この中で示されている林産物の供給及び利用に関する目標を実現していくためには、木材の安定供給体制の整備を中心とする林業・木材産業の構造改革を進め、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を図ることが必要。
- 19年度以降の林業・木材産業構造改革プログラム作成に当たっては、現行の林業・木材産業構造改革プログラムに掲げた目標の達成状況等の評価・分析を行い、「木材安定供給体制の整備」をはじめとする計画期間中の具体的な取組等を基にした精度の高い目標値を設定するものとする。

19年度以降のプログラムの構成と骨格のイメージ



(2)「木材安定供給体制の整備」と「構造改革プログラム」、「強い林業・木材産業づくり交付金」の関係

- 「木材安定供給体制の整備」は、都道府県を基本的な単位として行うこととしており、その目標値や具体的取組について、「林業・木材産業構造改革プログラム」との整合性を図ることが必要。
- 19年度以降の「林業・木材産業構造改革プログラム」の内容については、新たな森林・林業基本計画で重点的に取り組むべき事項とされている「木材安定供給体制の整備」に関する目標等を明確にし、林業・木材産業分野の目標として適切なものを設定。

「木材安定供給体制の整備」と関連するプログラムの目標等

- 林業経営体及び林業事業体に関する目標
→ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の数・事業量
- 施業等の集約化に関する目標
→ 長期施業受託面積
- 森林組合に関する目標
→ 中核組合数

集約化と原木の安定供給のための方針

- 木材の供給に関する目標
→ 素材生産量のうち都道府県内供給量（うち市場等経由、協定）
- 原木流通に関する目標
→ 原木市場の平均取扱量、加工施設への直送割合

原木の利用に係る施設整備の方針

- 素材生産に関する目標
→ 生産性

低コスト生産体系の整備のための方針

一体的な取組

関連するプログラムの取組事項(事業等)

森林組合等林業事業体による提案型施業を通じた施業の集約化
(施業集約化・供給情報集積事業)

集約化した森林等から供給可能な原木数量等の情報を集積・提供
(施業集約化・供給情報集積事業)
(素材流通コーディネート事業)

路網整備と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及
(低コスト作業システム構築事業)
(強い林業・木材産業づくり交付金)

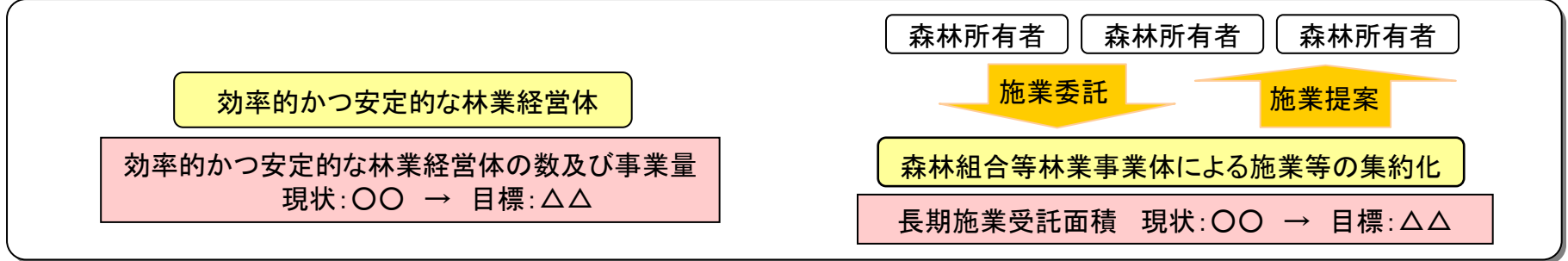
強い林業・木材産業づくり交付金 → 施業の集約化や素材生産量の増加等に取り組む都道府県に対し、交付金の配分にあたって配慮

集約化と原木の安定供給に取り組む林業事業体等の生産活動の効率化

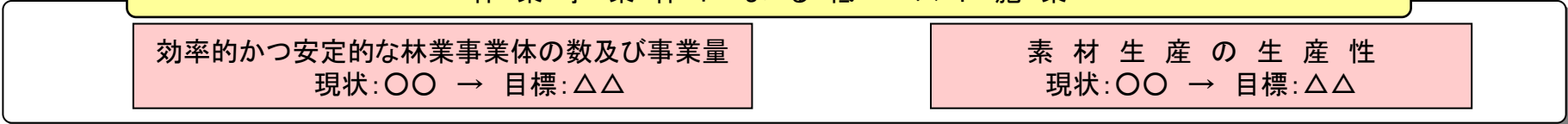
地域材の利用拡大に効果の高い加工施設の整備

低コスト化に取り組む事業者による路網整備、高性能林業機械の導入

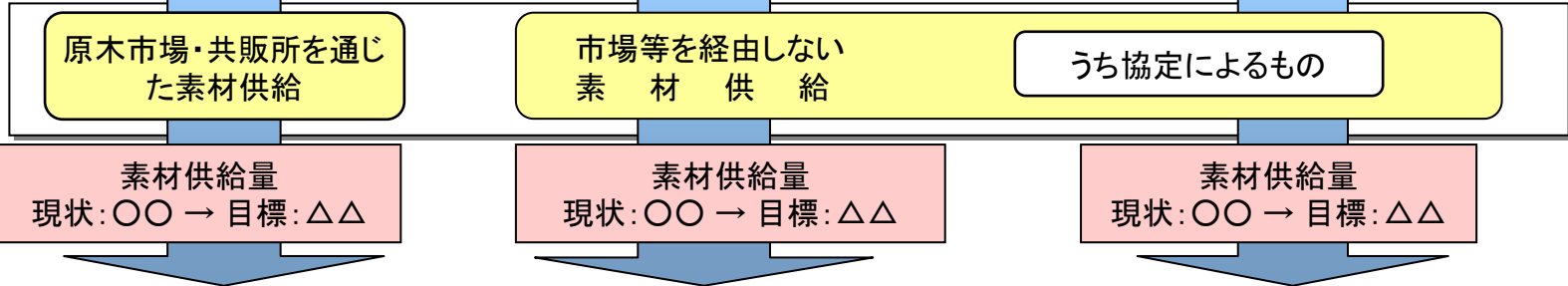
新たな「林業・木材産業構造改革プログラム」の骨格イメージ



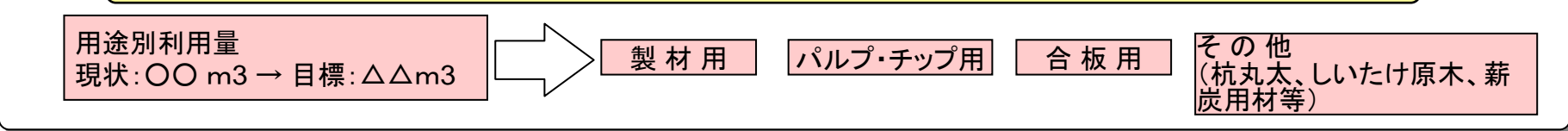
林業事業者による低コスト施業



都道府県内への素材供給量 (現状: ○○ → 目標: △△)



木材産業の競争力の強化



は、プログラムに掲げる目標

施業集約化・供給情報集積事業

— 取組みの手引き —

平成 19 年 1 月

林 野 庁

目 次

○ 施業集約化・供給情報集積事業の概要 1

4つの柱

- 1 森林所有者の合意形成による施業の集約化と原木供給可能量情報の取りまとめ
- 2 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成(研修への参加)
- 3 木材安定供給協議会(仮称)における原木供給可能量情報の集積・提供等
- 4 その他の取組み(不在村所有者への施業の働きかけ)

1 森林所有者の合意形成による施業の集約化と原木供給可能量情報の取りまとめ	2
(1) 集約化の具体的な進め方(基本的な流れ)	3
(2) 集約化する区域と利用間伐等により原木を供給する区域(伐採可能森林)との関係	4
(3) 原木供給可能量情報の取りまとめ	5
(4) 集約化の実施主体及び集約化の考え方	6
2 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成(研修への参加)	7
(1) 2007年度スケジュール(案)	8
(2) 施業プランナー育成先進地集合研修(全国段階)	9
(3) 施業プランナー育成地域実践研修(地域ブロック段階)	10
(4) 施業提案書及び施業完了報告書のイメージ	11
(5) 地域ブロック位置図	12
3 木材安定供給協議会(仮称)における原木供給可能量の集積・提供等	13
4 その他の取組み(不在村所有者への施業の働きかけ)	14
5 施業集約化・供給情報集積事業の補助対象経費	15
6 参考	
提案型による集約化施業に幅広く取組む必要性	17

施業集約化・供給情報集積事業の概要(H19~H23)

平成19年度予算額(政府案) 559,040千円



施業委託

施業提案

森林組合等による施業の集約化

伐採可能森林の調査等



原木伐採可能量の取りまとめ

森林組合等林業事業体

森林所有者との合意形成による施業の集約化と原木供給可能量の取りまとめ

- ・不在村森林所有者を含む森林所有者に対する林業経営相談会による指導・助言
- ・施業の集約化について森林所有者との合意形成(森林所有者と長期施業受委託契約を締結)
- ・売却希望森林等について、森林現況調査、境界測量を実施し、都道府県へ情報提供
- ・中小企業診断士等による指導を通じ、森林組合等の指導能力等を向上

・森林所有者との合意形成が図られた伐採可能森林については、森林の現況調査、境界測量を実施

・これらの調査等を踏まえて、各年の原木供給可能量を取りまとめ

提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成

施業プランナーの育成

- ① 先進地集合研修(全国段階)
- ② 地域実践研修(地域ブロック段階)

● 森林所有者へ必要経費、収入見込額等を含んだ具体的な施業提案を提示する手法を習得・実践

● 地形、林況に応じた、高性能林業機械、高密度路網を活用した低コスト施業技術を習得

森林組合等林業事業体が森林所有者の施業意欲を喚起!



都道府県段階の県産材安定供給協議会(仮称)

原木供給可能量情報集積

伐採可能森林の林分情報を集積



原木供給可能量情報の提供

1 森林所有者の合意形成による施業の集約化と原木供給可能量情報の取りまとめ

実施主体: 森林組合等林業事業体

森林組合等林業事業体は、林業経営相談会等を通じた森林所有者との合意形成により、**間伐等の森林施業の集約化を進めるとともに、当該年度の原木供給計画を作成し、原木供給可能量情報を都道府県ごとに設置される木材安定供給協議会(仮称)へ報告します。**

施業集約化・供給情報集積事業において対象となる補助内容

※ 補助対象者: 森林組合等林業事業体

→ 補助対象メニュー

主な補助対象経費は15ページを参照



集約化森林のうち伐採可能森林

② 地域施業提案会(1/2)

森林所有者に対する提案会の開催等により**施業の集約化・低コスト化等を提案し、長期施業受委託契約を締結**します。

集約化とは

集約化とは、複数の利用間伐森林、小規模、分散する利用間伐森林等を取りまとめ、また、必要な低コスト作業路網の計画・整備、高性能林業機械の導入を行うことで効率的な低コスト林業生産を進めるもので、このことにより、所有者へも利益を還元することができます。

集約化の面積要件等

1集約化地区当たりの**集約化面積は概ね30ha以上**を補助要件とし、そのうち伐採可能森林の**現況調査、境界測量についての経費が補助**されます。
(1事業体当たり、30ha×8箇所=240ha程度を標準的な集約化面積、そのうちの3分の1に当たる80ha程度を当該年度の伐採可能森林として標準的には想定しています)

① 林業経営相談会(定額)

不在村森林所有者を含む森林所有者に対し、集約化の説明、助言、意向把握等を行います。

売却希望林地の調査(定額)

林業経営相談会等で売却希望所有者がいた場合は、森林現況調査、境界測量を行うことができます。なお、その情報は都道府県へも提供します。

(詳細は14ページ参照)

経営・指導能力の向上(定額)

中小企業診断士等による経営診断、分析等を必要に応じ受けることができます。

③ 伐採可能森林の調査等(1/2)

伐採可能森林については、**詳細な森林現況調査、境界測量**を行い、**施業提案により森林所有者との合意形成**を図り、原木供給計画に反映させます。

原木供給計画の作成、協議会への報告

当該年度の**原木供給計画**(集約化面積、原木供給可能量等)を作成し、計画的に集約化による利用間伐等を進めます。また、**原木供給計画は都道府県段階の県産材安定供給協議会(仮称)へ報告**します。

〇〇県産材安定供給協議会(仮称)

④ 原木供給可能量情報集積・提供

集積された情報は、木材安定供給協議会がホームページ等を通じ需要者等へ提供します。

(詳細は5、13ページ参照)

集積する情報

所在地、集約化面積、伐採可能森林の面積、主間伐の別、樹種、原木供給可能量等

森林現況調査の内容

所在地、傾斜、集約化面積、伐採可能森林の面積、樹種、主間伐の別、材種、搬出方法、原木供給可能量等

原木供給可能量情報の提出(年2回目途(3~4月、9~10月)及び随時)

(1) 集約化の具体的な進め方（基本的な流れ）

[林業経営相談会の開催]

—多くの森林所有者への施業の説明等—

森林所有者の施業の意向把握等

多くの森林所有者を参集し、集約化・低コスト化の必要性を説明することにより、施業の意向を把握するとともに、森林組合等の林業事業者への長期施業委託の必要性について理解を得るよう努めます(出席できなかった者に対してのアンケート等による意向把握、また、都道府県森連による都道府県域レベルでの開催等により、積極的に意向把握と理解の浸透を図ります)。

[地域施業提案会の開催]

—集約化の見込める地域での長期施業受委託契約の締結等—

施業の集約化の提案

集約化が見込める地域での施業提案会を開催します。ここでは、図面、森林簿等を使って、集約化のメリットと低コスト作業の工夫等によるおおよその経費の見込みを提示しながら、施業の集約化と長期施業受委託契約の締結について提案します。

長期施業受委託契約等の締結

森林所有者の集約化の同意が得られた森林については、長期施業受委託契約を締結するとともに、当該年度における伐採可能森林について現況調査等を行うことの同意を得ます。

[伐採可能森林の調査・施業提案・情報の集積]

伐採可能森林の調査・施業提案

伐採可能森林について詳細な現況調査、境界測量(GIS、GPSの活用も可)等を行うとともに、必要経費、収入見込み額を含んだ施業提案を行い、具体的な間伐等の施業の計画及び実施について合意形成を図ります。

原木供給計画の作成・協議会への報告

以上を踏まえて、当該年度原木供給計画(集約化面積、原木供給可能量等)を作成し、都道府県段階の県産材安定供給協議会(仮称)へ報告します。(報告は毎年3～4月と9～10月の2回を目処)

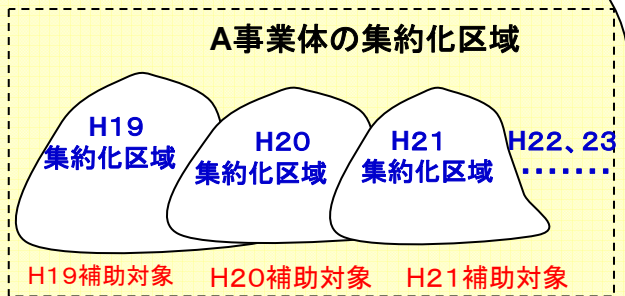
森林組合等の事業者(集約化主体)が協議会へ報告する原木供給可能量情報の内容

- ① 当該年度に森林所有者と長期施業受委託契約を締結し、間伐等の施業を集約化した区域の面積
- ② ①の集約化した区域の中で当該年度に利用間伐等を実施することにより供給可能な原木の材積
- ③ ①の集約化した区域外の森林から当該年度に利用間伐等により供給可能な原木の材積

(2) 集約化する区域と利用間伐等により原木を供給する区域(伐採可能森林)との関係

同一事業体が次年度以降も取り組む場合

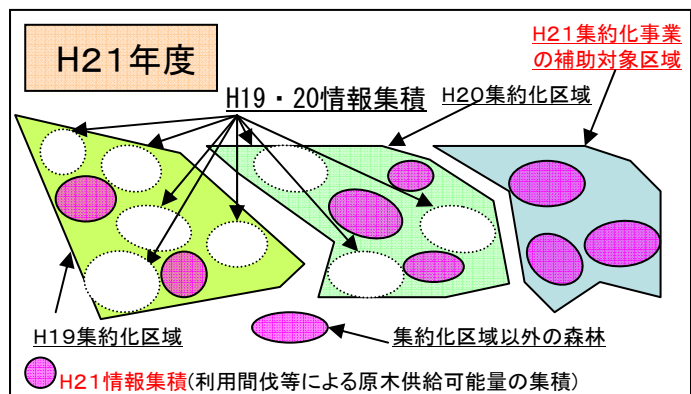
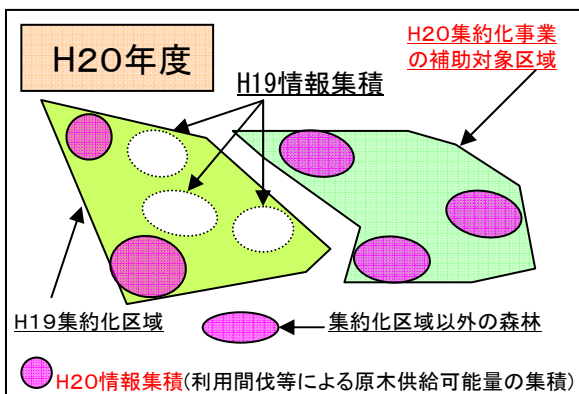
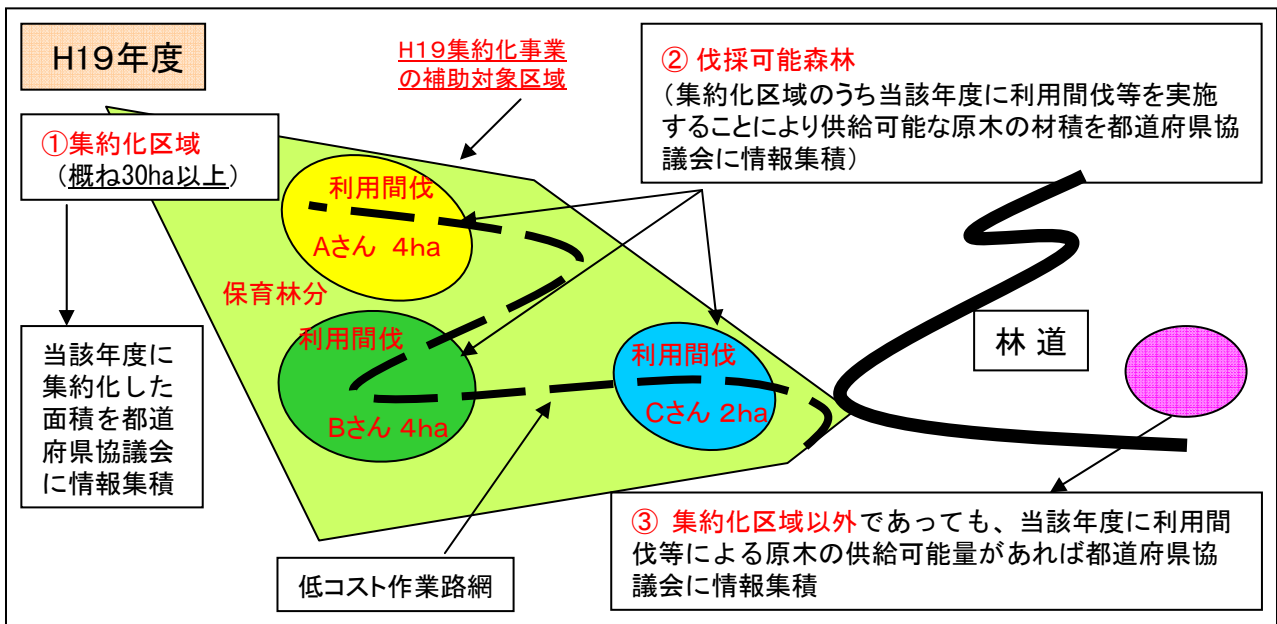
1. 同一事業体が、次年度以降もこの事業の補助金を受け、集約化を行うことは可能です。なお、その場合は本年度に集約化した区域以外の区域での集約化を行う場合に限り補助されます。



2. 次年度以降集約化に取り組んだ場合に都道府県段階の県産材安定供給協議会(仮称)へ集積する原木供給可能量情報は次のとおりです。

- ① 当該年度に森林所有者と長期施業受委託契約を締結し、間伐等の施業を集約化した区域の面積
- ② ①の区域の中で当該年度に利用間伐等を実施することにより供給可能な原木の材積
- ③ 前年度までに集約化した区域の中で当該年度に利用間伐等を実施することにより供給可能な原木の材積
- ④ 当該年度及び前年度までに集約化した区域以外の森林から利用間伐等により供給可能な原木の材積

○ 集約化及び都道府県協議会への情報集積のイメージ



(3) 原木供給可能量情報の取りまとめ

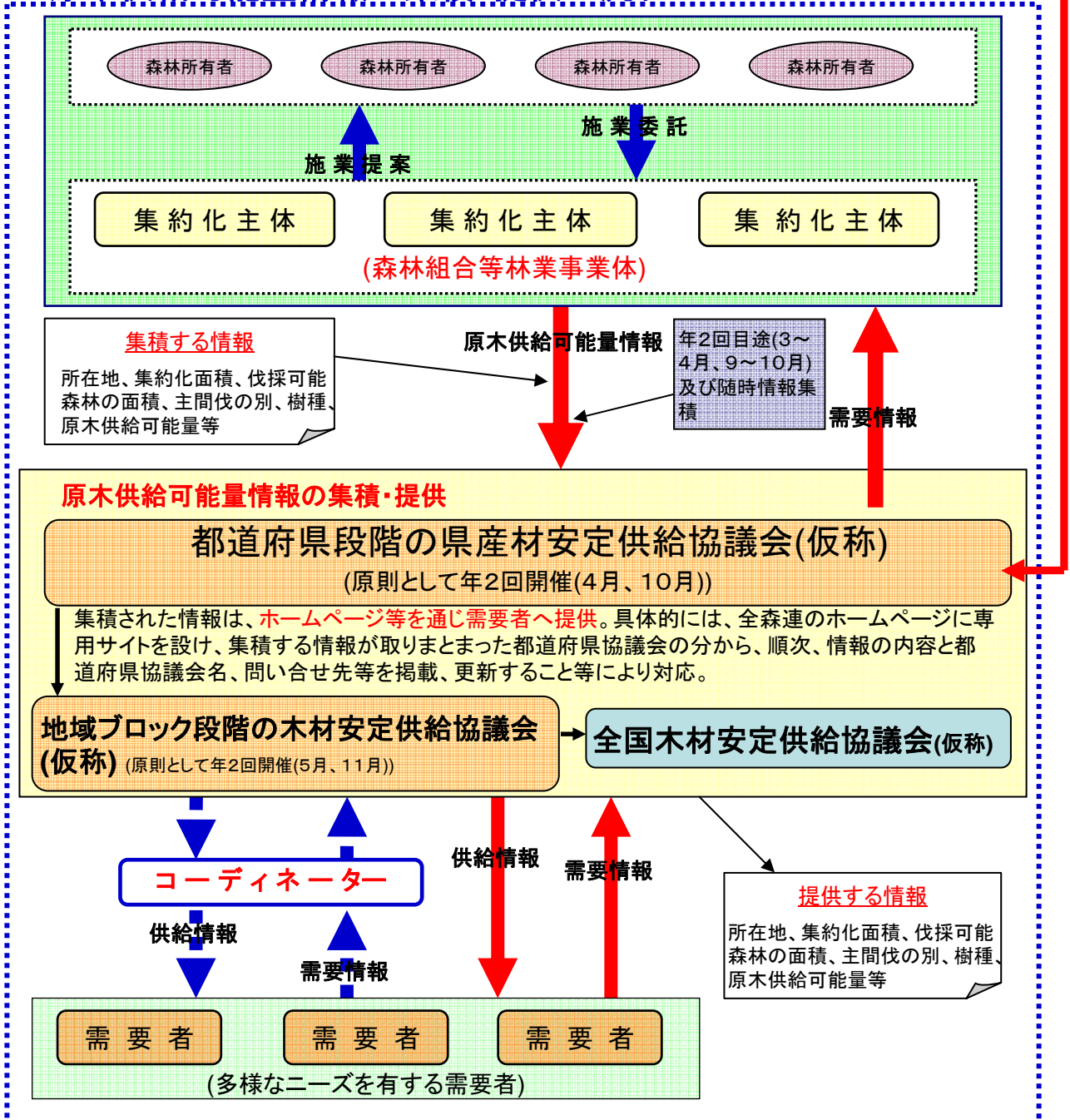
森林組合等による原木供給計画の作成

森林組合等の集約化主体は、下記のように、森林所有者との長期施業受委託契約に基づき、当該年度における集約化面積、原木供給可能量情報を「原木供給計画」として取りまとめ、都道府県段階の県産材安定供給協議会(仮称)へ報告します。

施業計画の記載例(イメージ)

	集約化面積	伐採可能森林の面積	主間伐別	原木供給可能量	樹種	集約化主体(森林組合)及び集約化地区の所在
H19	200 ha	60 ha	間伐	300 m ³	スギ	〇〇森林組合 〇〇地区
H20	240 ha	80 ha	間伐	400 m ³	ヒノキ	〇〇森林組合 △△地区
	(19年に集約済の区域)	70 ha	間伐	350 m ³	スギ	〇〇森林組合 〇〇地区

原木供給可能量情報の集積・提供の流れ



(4) 集約化の実施主体及び集約化の考え方

○ 集約化の実施主体(要件)

[森林組合]

中核組合(都道府県知事が認定を見込むものを含む)又は効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体の規模(下記参照)を満たす森林組合を、実施主体としています。

[林業事業体]

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体に加え、その事業量に匹敵するような経営規模の拡大を図ろうとする林業事業体を、実施主体としています。

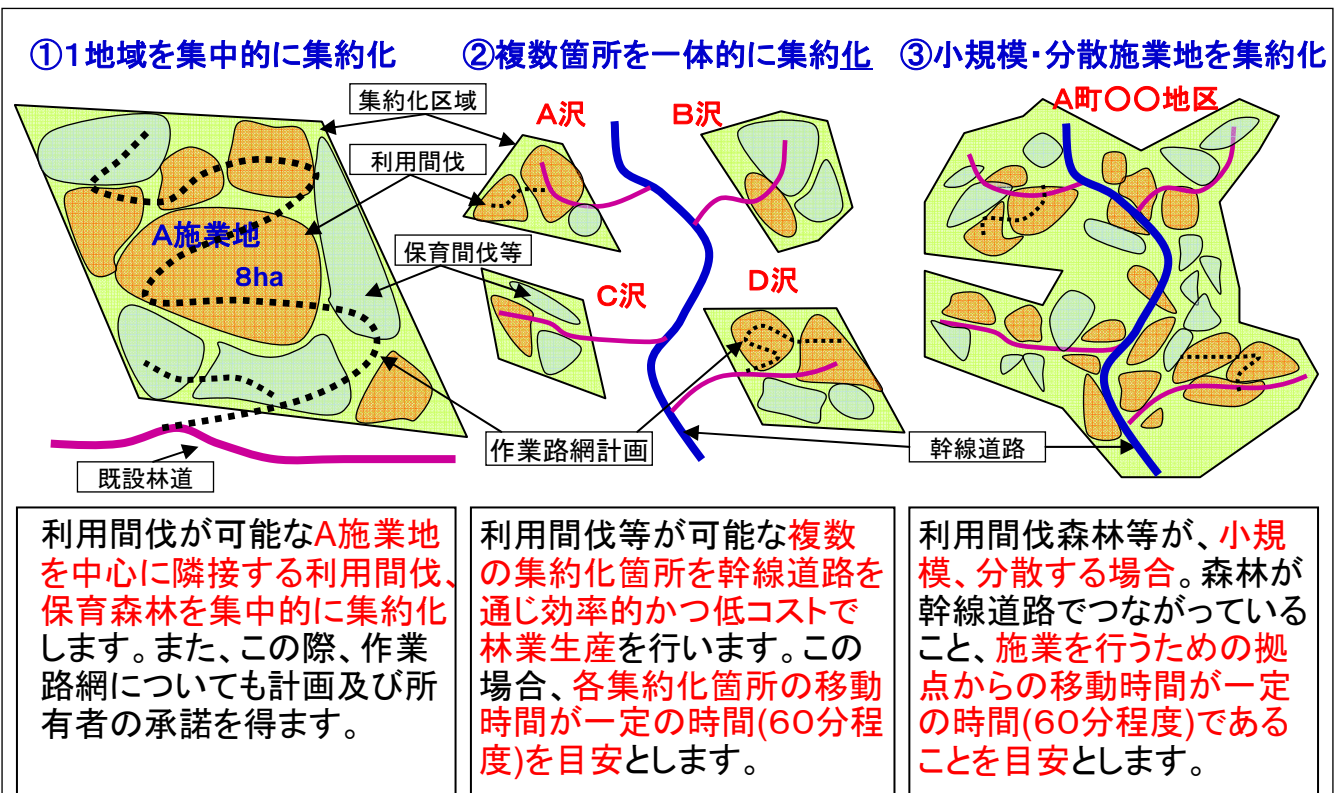
1 中核組合の要件(都道府県知事が認定するにあたり、林野庁で示した基準例)

- ① 常勤理事1名
- ② 常勤役職員7名以上
- ③ 累積欠損金等が生じてないこと、又はその解消が確実なこと
- ④ 払込済出資金4千万円以上
- ⑤ 事業総利益に占める事業管理費が適正であること

2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体(森林組合を含む)の要件

- ① 造林・素材生産型林業事業体
年間事業量: 素材生産量5,000m³以上かつ造林・保育面積300ha以上
- ② 素材生産型林業事業体
年間事業量: 素材生産量9,000m³以上
- ③ 造林事業型林業事業体
年間事業量: 造林・保育面積400ha以上

○ 集約化の考え方(例)



2 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成(研修への参加)

研修の対象: 森林組合等林業事業体

施業プランナー = 森林施業の方針(例えば、低コスト作業路網の整備、高性能林業機械の導入、列状間伐の採用等による低コストと長伐期化)を明確に示しつつ、利用間伐等の施業に必要な経費等を的確に把握した上で、具体的な施業プランとして森林所有者に説明し、合意形成ができる技術者 = を育成します。

施業集約化・供給情報集積事業において対象となる補助内容

※ 補助対象者: 森林組合等林業事業体
(全森連、都道府県森連)

→ 補助対象メニュー
主な補助対象経費は15ページを参照

研修の種類		研修の実施主体	研修場所	参加費
全国先進地 集合研修	基礎コース	全国提案型施業定着化促進部会 (定額)	日吉町森林組合(京都府) → (助成経費)(定額) 講師謝金、消耗品費等	受講料: 1/2 旅費等: 1/2
	専科コース	(事務局: 全森連)	全国数箇所程度 → (助成経費)(定額) 講師謝金、消耗品費等	
地域実践研修		〇〇地域施業プランナー育成実践部会 (定額) (事務局: モデル組合所在の都道府県森連)	所属するブロックのモデル組合 → (助成経費)(定額) 講師謝金、消耗品費等	受講料: 無料 旅費等: 補助対象外

森林組合等林業事業体は、研修を通じて地域に適合した施業提案書を開発



事業体所在地での提案型集約化施業の実践

専門家等によるフォロー

(施業提案書作成等において生じる課題等へのアドバイス)

実践結果の
評価・検証

全国事例発
表会の開催

提案型集約化施業の定着化に向けて、さらなる実践

**(1) 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材育成研修
2007年度研修スケジュール(案)**

施業プランナーの育成			別途説明	
地域の实情に応じた低コスト作業体系による透明性の高い施業プランを森林所有者に提案し、集約化のための合意形成ができる技術者の育成			低コスト作業システム技術者の育成	
施業集約化・情報集積事業(19年度新規(林野庁経営課))			低コストで耐久性のある作業路網を作設できる 企画者・技術者(オペレーター)等の育成	
全国 先進地集合研修	地域実践研修	事例 発表会	低コスト作業システム構築事業 19年度新規(林野庁研究・保全課)	林業機械化 センター 実施研修
			地域ブロック研修 (OJT研修)	現地検討会等
全国提案型施業定着化部会			各ブロックごとに 研修・検討会フィールド となるモデル林の設定 (国有林内を想定)	
研修参加希望森林組合等の募集				
全国事務局会議				
第1回〇〇地域施業プランナー 育成実践部会会議				
4～6月(第1四半期)	施業プランナー基礎コース	研修場所: 日吉町森林組合 期間: 3泊4日 定員: 30名程度 同様の内容で6月～7月に4回程度開催 うち、1回を選択し受講	【受講者2名 講師2名 10日間 同様の内容で5回開催 1ブロック年間10名程度養成】 【森林技術総合研修所 林業機械化センター(群馬県沼田市利根町根利)】 企画者・オペレーター養成集合研修 【1ブロック100名～200名程度 2日間 年1回開催】 モデル林等での現地検討会等	
7～9月(第2四半期)	施業プランナー専科コース	地域実践研修(I) 研修場所: モデル森林組合 期間: 2泊3日 定員: 20名程度 ・地域実情に即した施業提案書づくり ・地域フィールドにおける実践		
10～12月(第3四半期)	効率的生産の実践現場 ・需要者ニーズに合わせた生産体制の実践現場 等の全国先進地研修専科コースを数箇所程度で実施 (選択制: 希望に応じ参加)	地域実践研修(II) 研修場所: モデル森林組合 期間1泊2日 定員: 20名程度 ・施業提案書の実践結果の相互情報交換 ◆地域実践研修(II)に併せ、部会を開催		
1～3月(第4四半期)	提案型集約化事例発表会	第2回〇〇地域施業プランナー 育成実践部会会議		

(2) 施業プランナー育成先進地集合研修(全国段階)

- ◆研修実施主体：全国提案型施業定着化促進部会(学識経験者・実績のある森林組合・コンサルタント等【事務局：全森連】)
- ◆研修目的：地域の実情に応じた低コスト作業体系による透明性の高い施業プランを森林所有者に提案し、集約化のための合意形成ができる技術者の育成
- ◆研修対象者：施業プランナー育成事業参加森林組合等事業体の職員

全国事務局会議(4月開催【事務局：全森連】)

- 施業プランナー育成事業参加森林組合を構成員とする都道府県森連を集めた説明会の実施
 - ・施業プランナー育成に係る手順、ポイント
 - ・先進地集合研修及び地域実践研修のスケジュール
 - ・ブロック事務局(モデル組合の所在する都道府県森連)との連携

施業プランナー基礎コース

6月～7月に同様の研修を4回程度開催
研修参加組合は、希望に応じ、1回を選択し受講

日吉町方式の施業提案・施業プラン作成のノウハウを習得し、具体的な施業プラン作成実習を通じて基本的な考え方を理解するとともに、これから各地域の実情に応じて作成する施業プランづくりに役立てる研修

- ◇研修場所：京都府南丹市 日吉町森林組合 ◇期間：3泊4日 ◇定員：30名/回 (30名×4回=120名)
- ◇受講料：20,000円程度(1/2補助後)(交通費・宿泊費等の実費は別途参加者が各自負担、ただし交通費・宿泊費の1/2を補助)

1日目：13:30～17:30

- 集合／開会式／オリエンテーション
- 講義：林業再生に果たす森林組合の役割
- 講義：日吉町森林組合の施業提案による集約化・作業システム
- 情報交換会(18:00～)

2日目：9:00～18:00

- 実習：施業プラン作成に係る現地調査手法
(調査の事前準備・現地調査の実際を日吉のプランナーより学ぶ)
- 講義：施業提案書作成等の考え方
(コスト分析手法や提案書の係数、完了報告書等について学ぶ)

3日目：9:00～18:00

- 実習：施業のプランニングを行うための現場調査の実践
(既に施業プランを作成したフィールドで、施業プラン作成の実践)
- 実習・講義：施業提案書の作成・検証
(施業提案書の作成実習及び既存プランとの比較・検証等)
- 講義：各地で実践されている施業プランの事例紹介
(他の森林組合で既に実践されている施業提案等の取組紹介)

4日目：9:00～12:00

- 講義：補足講義／質疑応答・まとめ
- 終了式 解散

施業プランナー専科コース

9月～10月に全国数箇所各1回開催
選択制とし、希望に応じ参加(応募者多数の場合は調整あり)

高性能林業機械と低コスト作業路網等の組合せによる低コスト集約化施業の実践現場、作業路網の線形や考え方の先進地、需要者のニーズに合わせた生産実践現場等、全国の先進実践地における視察や意見交換を行う研修を数箇所を設定

- ◇対象：プランナー育成事業参加森林組合等林業事業体職員(選択制、希望に応じ参加) ◇事務局：全森連
- ◇研修場所：全国の先進実践森林組合等 数箇所各1回開催 ◇時期：2007年9月～10月 ◇期間：1泊2日
- ◇受講料：5,000円程度(1/2補助後)(交通費・宿泊費等の実費は別途参加者が各自負担、ただし交通費・宿泊費の1/2を補助)

◆低コスト集約化施業の実践現場(例：高知県 K森林組合、愛知県 S森林組合)

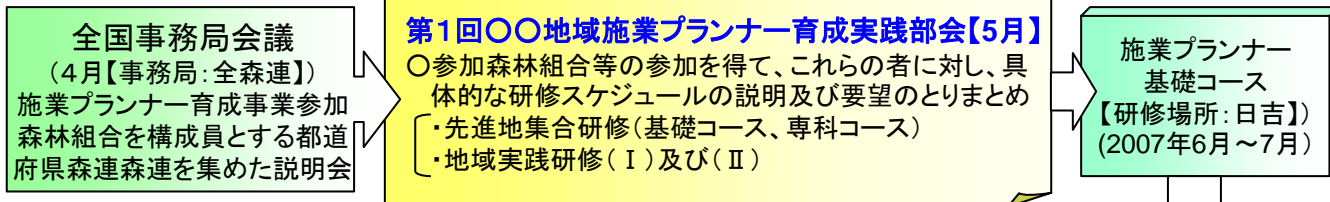
◆需要者ニーズに合わせた生産体制の実践現場(例：宮城県 I森林組合)

◆簡易で耐久性のある作業路網整備の実践現場(例：高知県 S町)

等

(3) 施業プランナー育成 地域実践研修(地域ブロック段階)

- ◆研修実施主体: 地域施業プランナー育成実践部会
- ◆部会メンバー: ①参加森林組合を構成員とする都道府県森連、②都道府県、③学識経験者(地域実践研修講師)、③モデル森林組合、⑤モデル森林組合所在の都道府県森連(事務局)
- ◆部会活動概要: 先進地集合研修の施業プランナー基礎コースを踏まえ、地域実情に応じた施業提案書の作成及び実践等を行うための地域実践研修の企画・運営
- ◆研修の実施場所: モデル森林組合 ◆部会開催場所: モデル森林組合所在の都道府県森連等



地域実践研修(Ⅰ)

地域試行版施業提案書(モデル組合作成)をたたき台に、地域の実情に即した施業提案書づくりを研修を通して実践

- ◇対象: 施業プランナー育成事業参加森林組合等林業事業体の職員
- ◇事務局: モデル森林組合所在の都道府森連
- ◇研修場所: モデル組合 ◇時期: 2007年7月～(施業プランナー基礎コース受講後)
- ◇研修実施経費: 研修実施主体に対して定額助成(ただし研修参加者の負担による交通費等の助成はしない)

1日目

- 事業費区分の見直しとコスト管理(講師:全国部会派遣)
- 地域森林ビジョンとゾーニング(講師:全国部会派遣)
- 間伐コスト分析シートの説明等(講師:モデル組合)

2日目

- 地域試行版施業提案書の説明等(講師:モデル組合)
- 地域フィールドにおける施業提案書の実践(フィールド案内:モデル組合)

3日目

- 施業プラン提案書の改良・改善の検討(コーディネーター:全森連等)【ワークショップ形式で実施】
- まとめ・次回の予告(モデル組合・全森連等)

研修の特徴

- ◆モデル組合の地域フィールドで現地調査から実施し、施業提案書を研修参加者が各々作成
- ◆実践結果を受け、地域試行版施業提案書の練り直しを参加者で行い、モデル組合で再度取りまとめ
- ◆練り直した施業提案書を持ち帰り、参加組合等のフィールドで実践
次回の地域実践研修(Ⅱ)議論材料に活用

地域実践研修(Ⅱ)

練り直した施業提案書の実践結果を持ち寄り、発表し、相互の情報交換や改良点等のアドバイスを行い、施業提案書を各組合等で使えるものにするるとともに、施業完了報告書づくりを研修を通して実践

- ◇対象: 地域研修(Ⅰ)の参加者 ◇事務局: 県森連 ◇研修場所: モデル組合 ◇時期: 2007年9月～
- ◇研修実施経費: 研修実施主体に対して定額助成(ただし研修参加者の負担による交通費等の助成はしない)

1日目

- 各組合による施業提案書の実践結果の発表及び相互情報交換・アドバイス(進行:全森連等)
- 施業完了報告書試行版の説明等(モデル組合)

2日目

- 各組合での本格稼働に向けてのフォローアップ体制の説明 ○まとめ

第2回〇〇地域施業プランナー育成実践部会

- 研修最終日に研修参加組合の参加を得て、部会を開催
- 又は11月の地域ブロック段階の国産材安定供給協議会開催の際に併せて開催
- 提案型集約化施業事例発表会における発表組合等の決定 等

提案型集約化施業事例発表会【東京(全国部会):3月】

(4) 施業提案書及び施業完了報告書のイメージ

それぞれの森林ごとの条件(傾斜等の地形、樹種、林齢、森林整備の状況等)

- ・調査、測量に要する経費
- ・伐採、造林、林内搬出に要する経費
- ・市場等への搬出等に要する経費
- ・作業路網の開設に要する経費
- ・間接費、手数料 等

各森林組合の地区内森林の特性に応じた一定の概算の方法を設定し、これに基づいて算出

施業提案書(例)

日吉の森「森林施業プラン」				森林データ	1-1-1
所在地	大字	小字	番地	調査日	普通林
I				4/1	
区域面積	1.00 ha	林齢	34 年	目視による想定間伐本数(N)	440 本
			想定間伐率	20 %	伐木平均径
					16 cm
調査					① 19,800
作業路設計費	作業路延長 × 100 円 × 係数Ⅱ × 負担割合				② 16,000
除伐費	係数Ⅰ				
	ヒノキの割合 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
	林地傾斜角35°上 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
	車道まで距離500m上 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
引張り費用	hax × ③				円
	N × 係数Ⅰ × 130 円 + 除伐費用 + 引張り費用				④ 57,200
枝打費	本 (打高 = ~ m) × ⑤				円
	本 (打高 = ~ m) × ⑥				円
	本 (打高 = ~ m) × ⑦				円
造材費	材種 胸径(0.16m) ² × 搬出割合 (60%) × (4.5) × N				30,400 m ³
造材整理費	材積 (30,400 m ³) × 3,000 円				91,200
林内運搬	材積 (100 %) × 材積 × 1,000 円				30,400
搬出費	山土場→市場 (八木) 想定材積 × 2,000 円				60,800
	整理費 + 運搬費				182,400
作業路開設費	排水管φ 300 1箇所 × 25,920 円				25,920
	横断溝 2箇所 × 3,000 円				6,000
	その他				
	山腹傾斜角25°以下 (40 %) × 1.0 倍				平均難度係数
	山腹傾斜角25~35° (60 %) × 2.0 倍				1.60 倍
	山腹傾斜角35°以上 () × 3.0 倍				
	(構造物 + 700 円 × 係数Ⅱ × 延長100 m) × 100 %				⑧ 143,920
調査・運木費①+作業路設計費②+除伐費③+枝打④⑤⑥+造材搬出費⑦+作業路開設費⑧					⑨ 419,320
諸経費 直接施業費⑩ × 22 % (各種保険、機械損料等)					⑪ 92,250
	直接施業費⑩ + 諸経費⑪				⑫ 511,570
手数料	施業費原価⑬ × 10.5 %				⑭ 53,714
	施業費原価⑬ + 手数料⑭				⑮ 565,284
	補助金				244,995
	間伐				
	枝打				
	搬出				
	作業路				128,000
	材積				372,995
	材積 30,400 m ³ × ⑯ 7,500				
	売上				228,000
	委託契約に係る控除⑰				
	想定御見積額 (⑮-⑰-⑱-⑲)				
	御見積				円
	御返却				¥35,711 円

施業の実施・作業路網の開設等

施業完了報告書(例)

森林施業「完了報告書」				補助申請年度	年 月 日
所在地	大字	小字	番地	請求日	伐採日
I			8-1	8/10 ~ 8/30	
区域面積	1.00 ha	補助申請面積	1.00 ha	林齢	34 年
				実績間伐本数	440 本
調査					① 19,800
作業路設計費	作業路延長 × 100 円 × 係数Ⅱ × 負担割合				② 16,000
除伐費	係数Ⅰ				
	ヒノキの割合 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
	林地傾斜角35°上 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
	車道まで距離500m上 (0 %) × 1.1 倍				1.00 倍
引張り費用	hax × ③				円
	N × 係数Ⅰ × 130 円 + 除伐費用 + 引張り費用				④ 57,200
枝打費	本 (打高 = ~ m) × ⑤				円
	本 (打高 = ~ m) × ⑥				円
	本 (打高 = ~ m) × ⑦				円
造材費	実績搬出材積				35,000 m ³
造材整理費	材積 (35,000 m ³) × 3,000 円				105,000
林内運搬	材積 (100 %) × 材積 × 1,000 円				35,000
搬出費	山土場→市場 (八木) 実績材積 × 2,000 円				70,000
	搬出整理費 + 運搬費				210,000
作業路開設費	排水管φ 300 1箇所 × 25,920 円				25,920
	横断溝 2箇所 × 3,000 円				6,000
	その他				
	山腹傾斜角25°以下 (40 %) × 1.0 倍				平均難度係数
	山腹傾斜角25~35° (60 %) × 2.0 倍				1.60 倍
	山腹傾斜角35°以上 () × 3.0 倍				
	(構造物 + 700 円 × 係数Ⅱ × 延長100 m) × 100 %				⑧ 143,920
調査・運木費①+作業路設計費②+除伐費③+枝打④⑤⑥+造材搬出費⑦+作業路開設費⑧					⑨ 446,920
諸経費 直接施業費⑩ × 22 % (各種保険、機械損料等)					⑪ 98,322
	直接施業費⑩ + 諸経費⑪				⑫ 545,242
手数料、消費税	施業費原価⑬ × 10.5 %				⑭ 57,250
	施業費原価⑬ + 手数料、消費税⑭				⑮ 602,492
	補助金				244,995
	間伐				
	枝打				
	搬出				
	作業路				128,000
	材積				372,995
	材積 35,000 m ³ × ⑯ 7,000				
	売上				245,000
	委託契約に係る控除⑰				
	差引御見積額 (⑮-⑰-⑱-⑲)				
	御見積				円
	御返却				¥15,503 円

(5) 地域ブロック位置図

北海道ブロック

北海道

東北ブロック

青森、秋田、岩手、山形、宮城

関東ブロック

福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、
千葉、東京、神奈川、新潟、山梨

中部ブロック

静岡、長野、岐阜、愛知

近畿・北陸ブロック

富山、石川、福井、三重、滋賀、
京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国ブロック

鳥取、島根、岡山、広島、山口

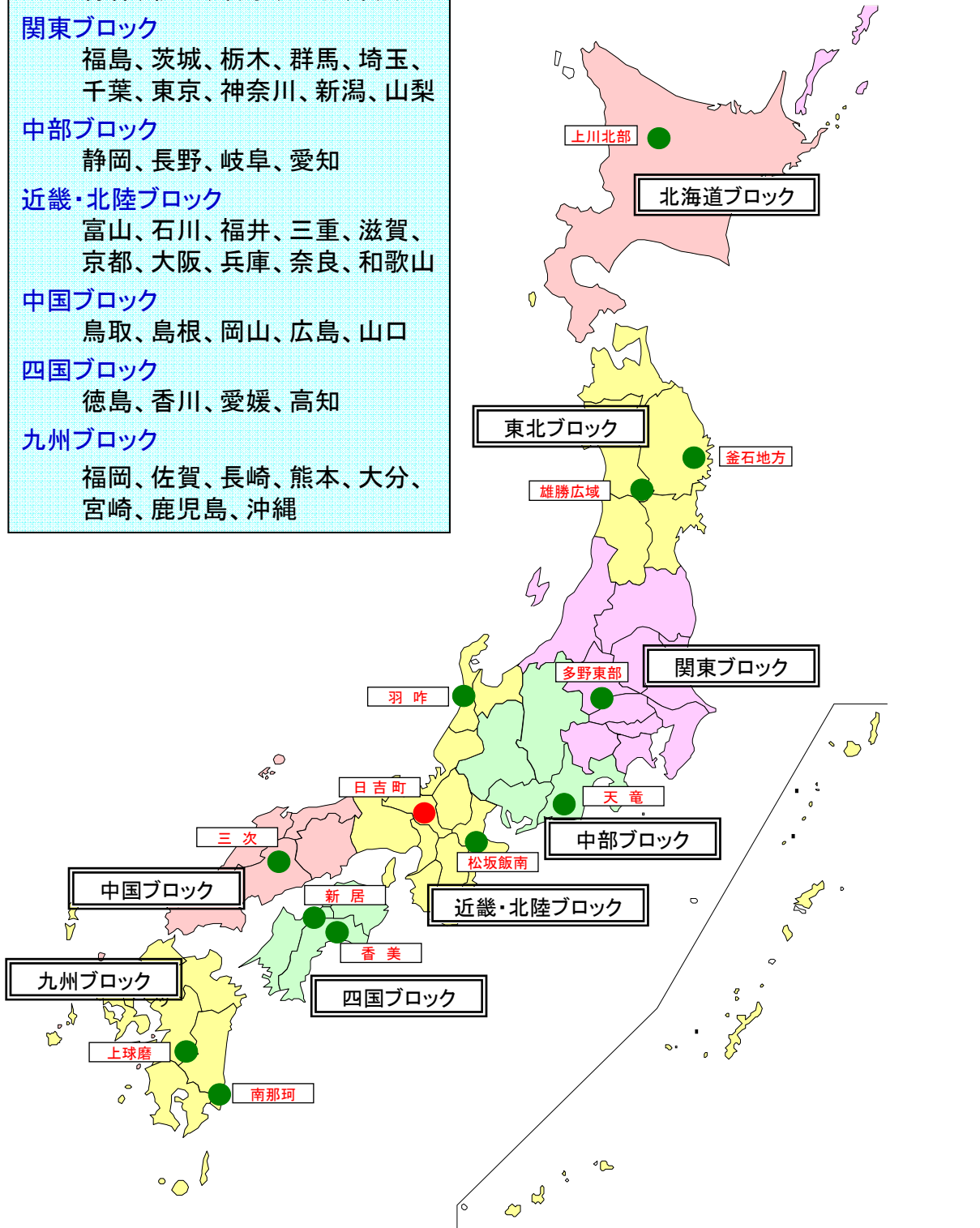
四国ブロック

徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、
宮崎、鹿児島、沖縄

● モデル森林組合

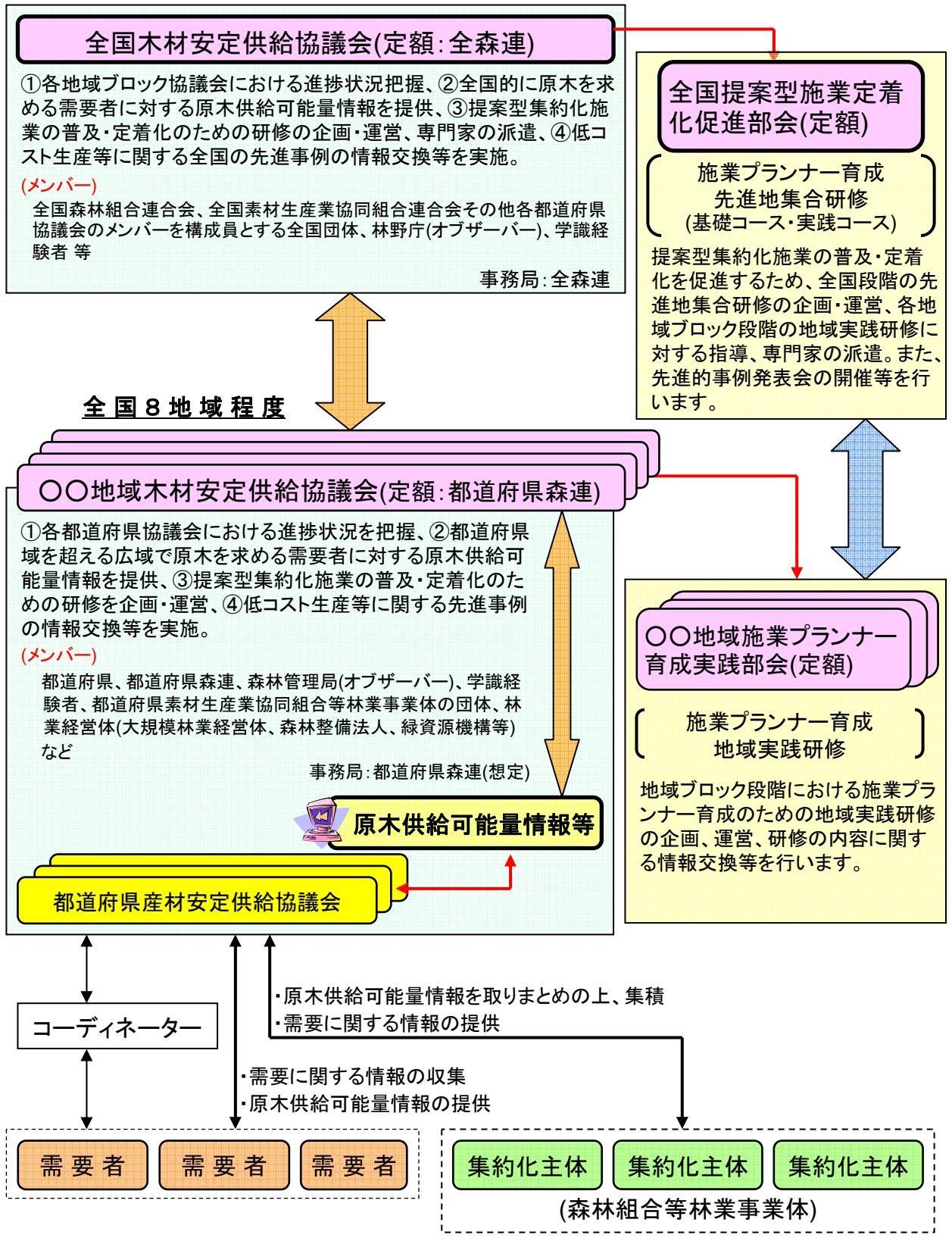


3 木材安定供給協議会(仮称)における原木供給可能量情報の集積・提供等

施業集約化・供給情報集積事業において対象となる補助内容

→ 補助対象メニュー

主な補助対象経費は16ページを参照



4 その他の取組み(不在村森林所有者への施業の働きかけ)

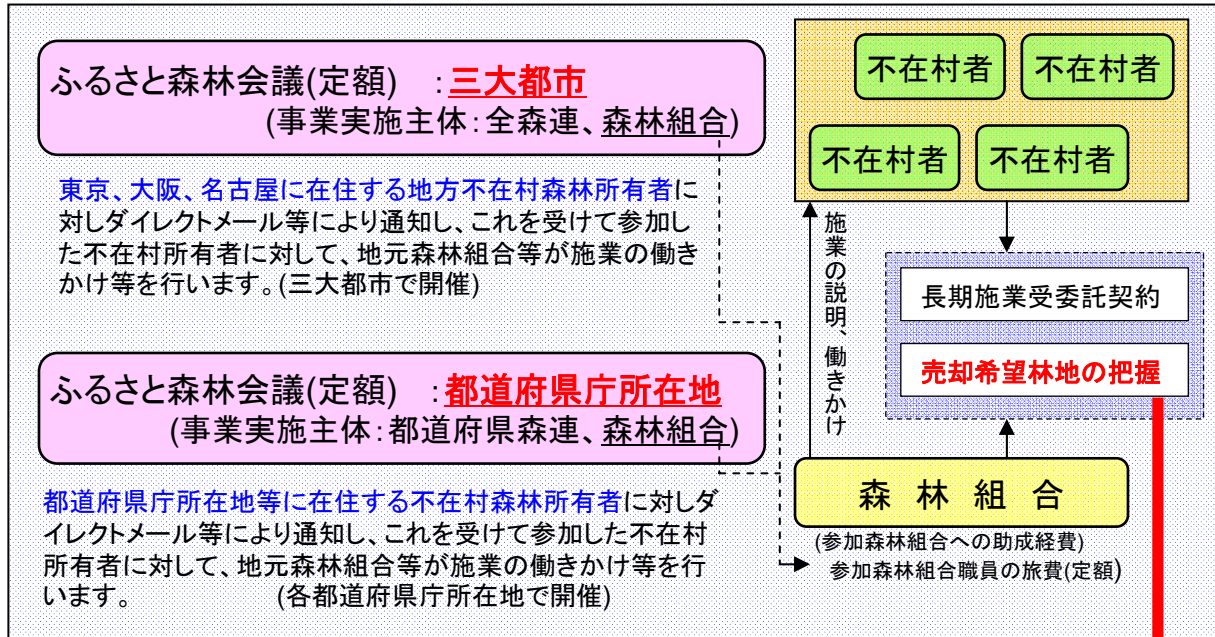
施業集約化・供給情報集積事業において対象となる補助内容

※ 補助対象者:全森連、県森連、森林組合

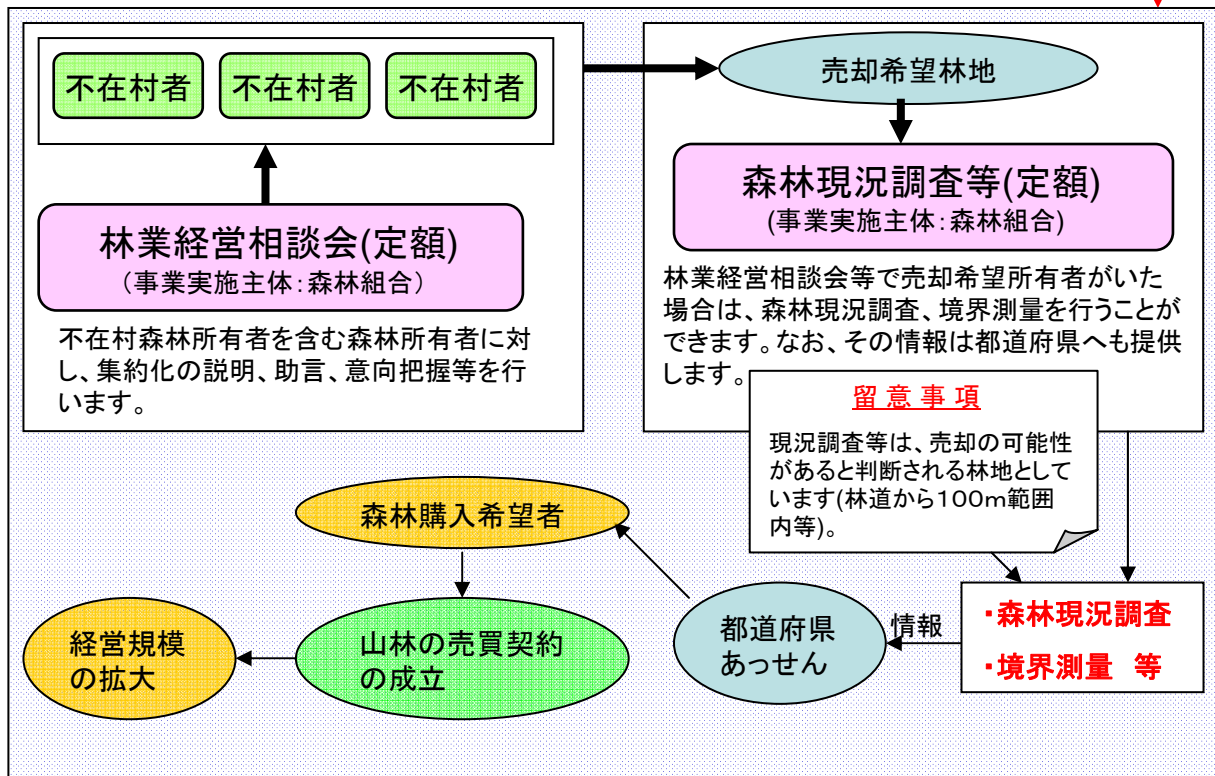
→ 補助対象メニュー

主な補助対象経費は16ページを参照

不在村森林所有者への長期施業受委託契約等の促進



売却希望森林のあっせん等による経営規模の拡大



5 施業集約化・供給情報集積事業の補助対象経費

① 森林所有者の合意形成による施業の集約化と原木供給可能量の取りまとめ

林業経営相談会(森林組合等:定額)

会場借料、資料印刷費、県森連職員旅費、通信連絡費、消耗品費、開催技術者給、アンケート作成・取りまとめ技術者給

地域施業提案会(森林組合等:1/2)

職員旅費、資料印刷費、会議費、通信連絡費、消耗品費、施業計画作成技術者給

伐採可能森林の調査等(森林組合等:1/2)

技術者給、アルバイト賃金、旅費、通信連絡費、資材・消耗品費、GIS導入費、GPSリース費

※詳細な森林現況調査、作業道ルート決定、簡易な境界測量を想定

売却希望林地の調査(森林組合等:定額)

技術者給、旅費、通信連絡費、資材・消耗品費

※詳細な森林現況調査及び境界測量(トランシット)、境界杭の設置を想定

経営・指導能力の向上(中小企業診断士等の派遣)(全森連:定額)

中小企業診断士等人件費及び旅費

② 提案型集約化施業の普及・定着化のための人材の育成(研修への参加)

全国提案型施業定着化促進部会(全森連:定額)

委員謝金・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費

研修(基礎、専科コース)実施森林組合への助成(森林組合:定額)

講師謝金、会場借料、消耗品費

先進地集合研修(基礎、専科コース)への参加(森林組合等:1/2)

受講料、研修に参加するための旅費、宿泊費

〇〇地域施業プランナー育成実践部会(都道府県森連:定額)

委員謝金・旅費、講師謝金、通信運搬費、消耗品費、地域研修開催準備技術者給、事務局旅費

研修実施森林組合への助成(森林組合:定額)

講師謝金、会場借料、消耗品費

地域実践研修への参加(森林組合等:補助対象外)

受講料無料 (研修に参加するための旅費、宿泊費は補助対象外)

③ 国産材安定供給協議会(仮称)における原木供給可能量情報の集積・提供等

全国木材安定供給協議会(全森連:定額)

委員謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費、原木供給可能量情報システム開発費

全国提案型施業定着化促進部会(全森連:定額)(再掲(P15))

委員謝金・旅費、講師派遣謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費

〇〇地域木材安定供給協議会(都道府県森連:定額)

委員旅費、コンサルタント報酬・旅費、会場借料、会議費、通信連絡費、消耗品費、開催準備技術者給、原木供給可能量情報管理技術者給

〇〇地域施業プランナー育成部会(都道府県森連:定額)(再掲(P15))

委員長謝金・旅費、講師謝金、通信連絡費、消耗品費、開催準備技術者給、事務局旅費

④ その他の取組み(不在村所有者への施業の働きかけ)

ふるさと森林会議(三大都市)(全森連:定額)

会議企画技術者、会議運営技術者、森林組合等旅費、会場借料、会議費、消耗品費
パンフレット作成費、通信運搬費

参加森林組合への助成経費(森林組合:定額)

参加職員旅費

ふるさと森林会議(県庁所在地)(都道府県森連:定額)

会議企画技術者、会議運営技術者、森林組合等旅費、会場借料、消耗品費

参加森林組合への助成経費(森林組合:定額)

参加職員旅費

林業経営相談会(森林組合等:定額)(再掲(P15))

会場借料、資料印刷費、県森連職員旅費、通信連絡費、消耗品費、開催技術者給、アンケート作成・取りまとめ技術者給

売却希望林地の調査(森林組合等:定額)(再掲(P15))

技術者給、旅費、通信連絡費、資材・消耗品費

※詳細な森林現況調査及び境界測量(トランシット)、境界杭の設置を想定

(参考) 提案型による集約化施業に幅広く取組む必要性

提案型による集約化施業に幅広く取り組む必要性

森林施業の受託を通じた森林整備の担い手として重要な役割を果たしている森林組合等の林業事業体にあつては、森林資源の齢級構成や施業体系の変化等により、従来の主要事業であった造林・保育事業から、間伐等による伐採系森林整備を通じた安定した原木販売主体の事業に移行することが、将来に向けて安定した事業量を確保し、的確な森林整備を進めるために不可欠であり、これに加え、事業運営の効率化に努め、健全で安定的な自立的経営に向けた事業改革に取り組んでいく必要性があります。

このため、森林所有者に積極的に森林整備の実施を働きかけ、集約化による事業規模の拡大と安定した事業量の確保を図るとともに、高性能林業機械の活用や作業路網の整備により、素材生産の低コスト化を進める必要があります。

また、その際、施業に要する経費等を事前に明示することや、施業実施後の完了報告等により透明性を確保した提案型施業により、組合員等森林所有者との信頼関係の構築を図ることが重要です。

提案型による集約化施業のメリット

- ・ 森林組合等の林業事業体にとって、施業の集約化を行うメリットは、①一作業箇所当たりの事業量が増加し機械化による効率的な作業が可能となること、②必要な作業路網の設置を効率的、効果的に行えること等により、木材の生産コストの削減とロットの確保が図られ、間伐等の安定販売が可能となる、など新たな事業機会の創出が可能となることにあります。
- ・ 施業の集約化を進めるために有効な手段が、提案型施業です。提案型施業とは、森林所有者から施業を依頼されるのを待つのではなく、森林組合等の林業事業体の方から、現況を示した写真などにより具体的に施業の必要性を喚起し、施業に必要な経費、木材を販売した場合の販売額、施業の方針などを示しながら、森林所有者の施業意欲を積極的に引き出そうとするものです。
- ・ 「採算に合わないため」または「資金がないため」という経済的理由により、間伐が実施できない、あるいは実施する考えがないとしている森林所有者に対し、提案型施業を通じた集約化による効率的な施業を通じて収益を確保(負担を軽減)することが重要であり、このことによる素材生産事業の活性化が、将来に向けて森林組合等の安定的、自立的な経営を実現することにつながります。

森林組合系統が平成17年11月に決議した「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」には提案型による集約化施業を推進するための、施業共同化プロジェクトが掲げられています。

また、提案型による集約化施業を既に実践している森林組合の事例(別添)もあり、多くの森林組合が技術習得の目的で、これらの先進地を訪れている状況から、提案型による集約化施業の普及・定着化は喫緊の課題としての認識が醸成されているものと考えています。